

共済組合の 手引き

令和4年度版

共済組合のしくみ

短期給付事業

長期給付事業

福祉事業

個人情報について



はじめに

共済組合は、組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的として設立されました。

共済組合の行う事業には、組合員とその被扶養者の病気やけがなどに対して在職中の生活を支える短期給付事業、組合員の退職後の生活を支える長期給付事業、そして、健診や各種資金の貸付などを行う福祉事業の3つの柱があります。これらを一体として総合的に運営できるのが、共済組合の特色となっています。

このように共済組合は、組合員の人生におけるさまざまな出来事の際に生活を支えるための事業を行うという大事な役目を担っています。しかし近年は、たび重なる法律改正などによって制度自体が複雑化し、そのしくみもわかりにくいものとなっています。

これまで、平成27年10月からの共済年金を「厚生年金」へ統一する被用者年金の一元化や「標準報酬制」の導入、また、令和4年10月からの共済組合制度の非常勤職員への適用拡大（短期給付事業・福祉事業の適用）など大きな制度改正が行われています。

この「共済組合の手引き」は、共済組合制度のしくみや給付の内容について組合員の生活に密接に関わる部分を中心にわかりやすく紹介したものです。ぜひご一読のうえ、大いにご活用いただければ幸いです。

今後とも、当共済組合の事業につきましてご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和4年11月
大阪市職員共済組合

共済組合のしくみ

共済組合とは？	4
組合員	6
組合員証・組合員被扶養者証	7
退職後も組合員となれるケース	8
派遣期間中の組合員資格の取り扱い	9
被扶養者	10
掛金・保険料と負担金	12
令和4年度当共済組合掛金率・負担金率一覧	16

短期給付事業

短期給付とは？	18
病院等にかかるとき	20
整骨院等にかかったとき	22
自己負担が高額になったとき	24
入院時の食事代	26
差額を負担するケース	27
医療費等が立て替え払いとなるケース	28
自宅で看護を受けるとき	29
勤務を休み、報酬が支給されないとき	30
出産したとき	31
交通事故等（第三者行為）のケース	32
死亡したとき	33
災害にあったとき	33
退職後も給付が受けられるケース	35
公費負担となるケース	36
医療費助成制度の医療証をお持ちの方はご連絡ください	37

長期給付事業

公的年金制度のしくみ	40
65歳になるまでの年金	45
65歳から受けられる年金	47
老齢厚生年金および経過的職域加算額	48
老齢基礎年金	49
退職年金	50
2つ以上の年金を受ける権利ができたとき	51
働きながら受けられる年金	52
障害の状態になったときの年金	54
障害厚生年金	54
経過的職域加算額（障害）	55
障害基礎年金	55
障害手当金	56
公務障害年金	56
死亡したときの年金	57
遺族厚生年金	57
経過的職域加算額（遺族）	59
遺族基礎年金	60
公務遺族年金	60
その他の年金制度	61
年金を受けるには	62

福祉事業

保健事業	64
貸付事業	71

個人情報について

当共済組合における個人情報保護の取り組み	75
----------------------	----

当共済組合の事業内容はホームページでもご覧いただけます。

URL: <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp>



共済組合のしくみ

みなさんにもご家族にも

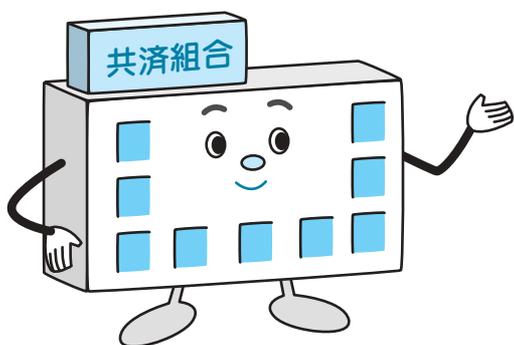
知っていただきたい、共済組合の基礎知識。

共済組合とは？

組合員の生活を互いに支えあう制度です。

共済組合が行う事業

共済組合制度は、組合員のみなさんとその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するために設けられています。この目的にそって「短期給付事業」、「長期給付事業」、「福祉事業」の3つを柱とする事業を行っています。



短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気やけが、出産等に対して給付を行う事業。

長期給付事業

組合員の退職または障害、死亡の際に年金や一時金を支払う事業。

(決定・支給は全国市町村職員共済組合連合会が行う)

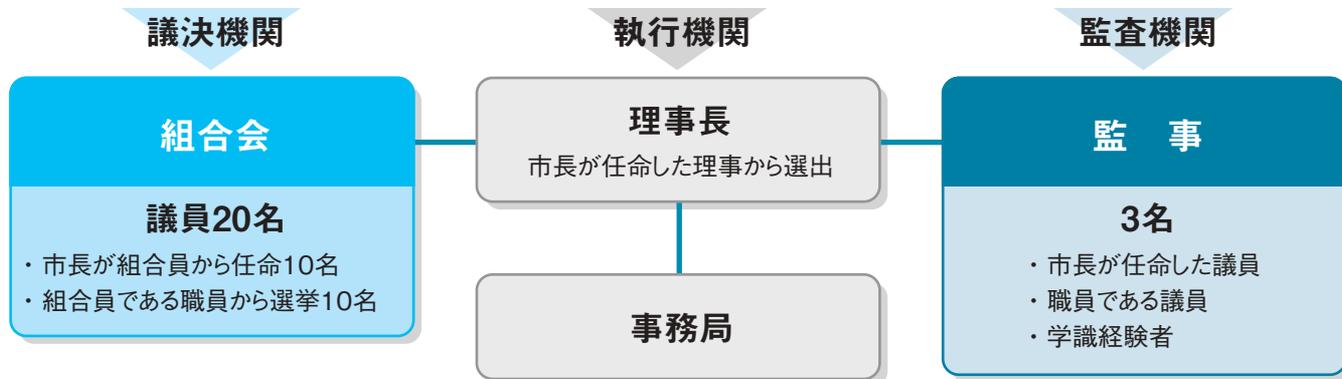
福祉事業

組合員とその被扶養者の健康保持増進のための事業や臨時の支出に対する貸付事業等。

当共済組合の組織

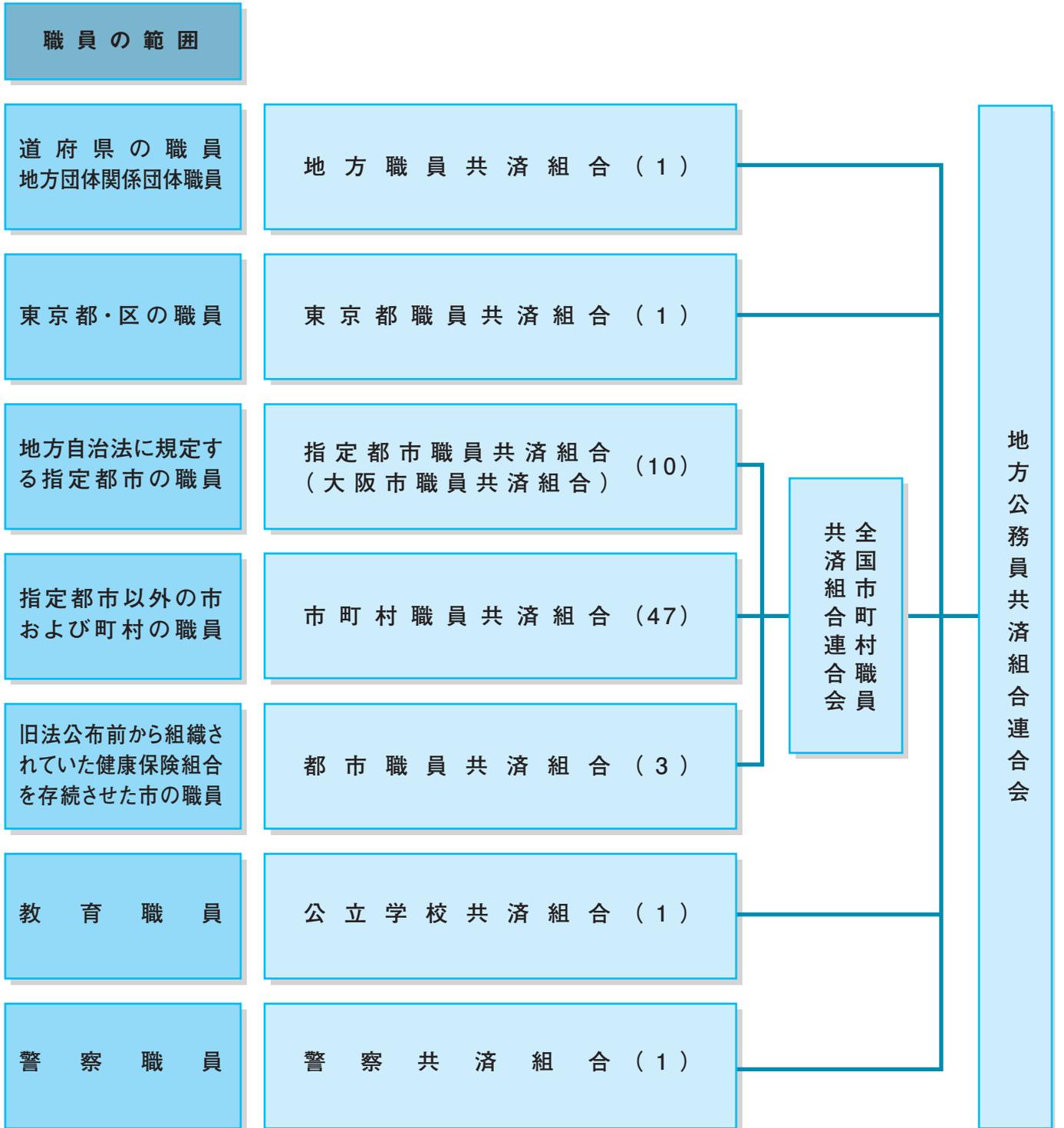
大阪市職員共済組合は、地方公務員等共済組合法(地共法)の規定により設立される特殊法人です。その業務については総務大臣の指導監督を受けることになります。

■共済組合組織図



共済組合の種類

地方公務員(一部国家公務員も含む)の共済組合は、職種により、また市町村等の区分により次のように分けられています。



()内は組合の数

組合員

職員となった日から退職または死亡する日まで共済組合員の資格が得られます。

組合員の資格

常時勤務に服することを要する職員となった人は、その日から自動的に一般組合員となります。また、被用者保険が適用される非常勤職員となった人は、その日から自動的に短期組合員となります。組合員が退職または死亡したときには、その翌日から組合員の資格を失います(退職後も一定期間、資格を得られる場合があります→P8～9)。

組合員となる職員

一般組合員

常勤職員

一般職のほか、市長、副市長等の特別職の職員

常勤の再任用職員

大阪市を定年等により退職した職員で再任用された人

その他

休職者、休業中の人、停職処分を受けた人等

短期組合員

被用者保険の適用を受ける非常勤職員等

会計年度任用職員
再任用短時間勤務職員
特別職非常勤職員
臨時的任用職員

組合員の区分

組合員は次のように区分され、一部給付面や負担の面で扱いが異なります。

1 一般組合員

6 任意継続組合員

2 特定消防組合員

消防職員(消防司令以下の消防吏員)、副団長以下の常勤の消防団員

7 継続長期組合員

地共法第140条該当者

3 長期組合員

後期高齢者医療制度に加入している一般組合員

8 短期組合員

短期給付事業・福祉事業のみの適用を受ける組合員(長期給付事業は対象外)

4 市長組合員

市長である組合員

9 後期高齢者等短期組合員

後期高齢者医療制度に加入している短期組合員

5 市長長期組合員

後期高齢者医療制度に加入している市長組合員

高齢受給者

70歳以上75歳未満の組合員および被扶養者(後期高齢者医療制度に該当する人を除く)は、高齢受給者として共済組合から「高齢受給者証」が発行されます。

この高齢受給者証には、所得の状況などにより、自己負担割合2割または3割のいずれかが記載されています。医療機関等で受診する場合は、組合員証または組合員被扶養者証とあわせて提示してください。

組合員証・組合員被扶養者証

組合員になると「組合員証」、被扶養者となる家族には「組合員被扶養者証」が交付されます。組合員証等は、病気・けがなどで医療機関等を受診する際に、組合員や被扶養者の資格を証明する証書です(健康保険でいう「保険証」にあたります)。大切に保管してください。

また、記載事項の変更や、組合員証等の紛失、破損などの際には、すみやかに所属所共済事務担当課へ届出をしてください。

※利用登録したマイナンバーカードで順次医療機関を受診できるようになりますが、当面は引き続き組合員証等で受診できます。

必要な手続き

組合員となったとき	「組合員資格届書」に「年金加入期間報告書 [※] 」を添付して提出。 さらに、被扶養者となる家族がいるときは、上記書類のほか、「被扶養者申告書」に必要書類を添付して提出。 <small>※短期組合の場合は必要なし。</small>
退職したとき	「退職届書」の提出(同時に組合員証および被扶養者証を返納)。

こんなとき ▶▶▶

組合員証が使えません

次の場合は保険適用とならないため、組合員証等を使って受診することはできません。

- ・健康診断、人間ドック、予防接種、むし歯の予防処置
- ・公務上の傷病または通勤による傷病(疑いも含む)
- ・慢性的な肩こり、筋肉疲労等で整骨院や接骨院にかかるときの施術代
- ・交通事故など第三者によるけがや病気(当共済組合に届出した場合を除く)

こんなとき ▶▶▶

届出はすみやかに

事由	期限	手続き方法
盗難または紛失したとき	すみやかに	警察へ届出し、「組合員証等再交付申請書」を提出。
汚損したとき (結婚などで)氏名に変更があったとき	すみやかに	汚損したまたは氏名変更前の証を添付し、「組合員証等再交付申請書」を提出。
(結婚・出産などで)被扶養者が増えたとき	30日以内	P11の「被扶養者の申告」、「申告に必要な書類」参照。要件を満たさなくなった場合は証を返す。
(就職や収入増加などで)被扶養者の要件を満たさなくなったとき	すみやかに	P11の「被扶養者の申告」、「申告に必要な書類」参照。要件を満たさなくなった場合は証を返す。
証の検認、更新のため提出を求められたとき	ただちに	証を提出。P11「扶養状況確認調査(検認)」参照。
(転職・退職などで)組合員の資格を失ったとき	すみやかに	証を返す。ただし、証の返納時に紛失していれば、「組合員証等滅失届」を提出。

※詳細は、当共済組合のホームページでご確認ください。

退職後も組合員となれるケース

短期給付に関して在職中と同様の資格が得られます。

任意継続組合員

2年間、組合員の資格を継続することができます。

退職後も申出によって短期給付を受けられる、任意継続組合員という制度があります。この場合、**退職日の前日まで引き続き1年以上組合員資格を有していたこと**、退職日の翌日から19日以内に共済組合に申し出ること、任意継続掛金を納付することが必要です。

なお、事業主の負担金がなくなりますので、掛金は全額自己負担となります。

加入できる期間

最長2年間です。



退職 → 任意継続組合員へ



受けられる短期給付

一般組合員と同じ内容の保健給付、災害給付および附加給付が支給されますが、休業給付(傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金)は受けることができません。

任意継続掛金

任意継続掛金は短期任意継続掛金と介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方のみ徴収)の合計額を当共済組合が作成する納付書により、記載されている納付期限までに指定金融機関の窓口で納付していただきます。

資格を失うとき

次のいずれかに該当したとき、資格を失います。

- 任意継続組合員の資格取得日から起算して2年を経過したとき
- 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- 再就職により被保険者等になったとき
- 資格を失うことを希望する旨を申し出て、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき

派遣期間中の組合員資格の取り扱い

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成14年4月1日施行)及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律(平成11年9月24日施行)に基づく派遣中は、組合員の資格があります。

在職派遣者(公益的法人等派遣職員)

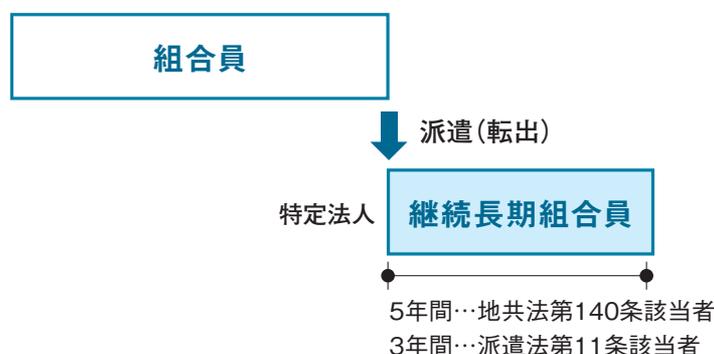
公益的法人等(政令で定める法人)へ派遣された職員(特定地方独立行政法人職員を含む)は、引き続き共済組合の組合員となり、短期給付・長期給付および福祉事業の適用を受けることができます。



退職派遣者(継続長期組合員)

派遣により、特定法人(地方公共団体が条例で定める法人)の役職員となるため退職した場合には、長期給付に関しては退職はなかったものとみなし、引き続き共済組合の組合員とされます。

なお、継続長期組合員は、短期給付と福祉事業の適用を受けることができません。



資格を失うとき

次のいずれかに該当したとき、資格を失います。

- 転出の日から5年または3年を経過したとき
- 特定法人を退職したとき
- 死亡したとき

不服の申立て

共済組合の行った決定等に対し不服がある場合は、全国市町村職員共済組合連合会に設置されている「審査会」に、審査請求することができます。

裁判所に提訴することもできますが、その手続きの煩雑さ、多大な出費を避ける方法として、組合員の権利保護を図っています。

不服の申立ては文書でも口頭でもできますが、決定等を知った日から60日以内になければなりません。申立てできる事項は次のとおりです。

- ・ 組合員の資格の決定について
- ・ 給付の決定について
- ・ 掛金の徴収について
- ・ 組合員期間の確認について

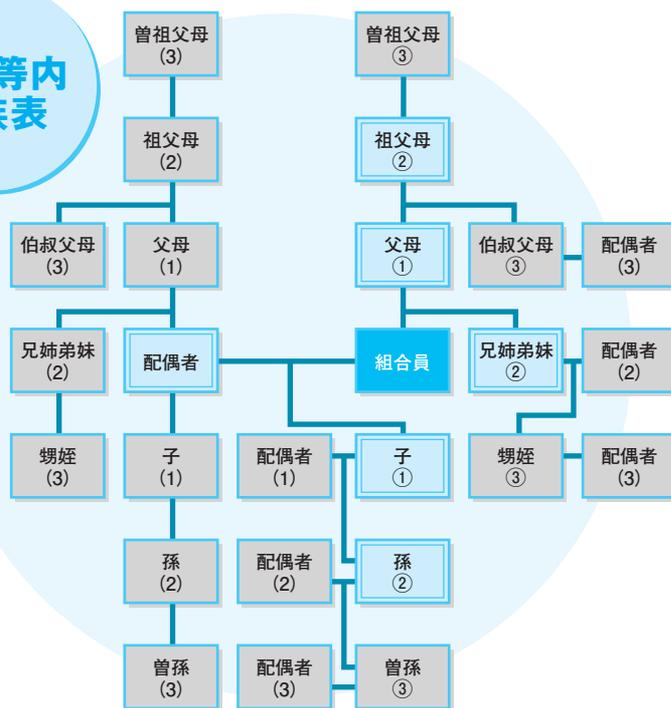
被扶養者

短期給付が受けられる「家族」とは？

組合員の配偶者や子、また父母等、組合員の収入によって生活している人は、組合員の被扶養者となることができます。被扶養者と認められた人は、短期給付等を受けることができます。



三親等内親族表



注(1) □印の人が下記 1 の該当者です。
 (2) 数字は親等を表します。なお、数字の○は血族を、()は姻族を表しています。

被扶養者の範囲

被扶養者と認められるのは、「主として組合員の収入によって生計を維持している人」で、右のいずれかにあてはまる人です。

1 組合員と同居していなくても認められる人(別居の場合は金融機関等を介した送金が必要)

組合員の配偶者(内縁関係を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

2 組合員と同居していなければ認められない人(同居が条件)

- ・ 1 以外の人で三親等以内の親族
- ・ 組合員の内縁の配偶者の父母および子(配偶者の死亡後も同じ)

被扶養者の収入条件

事実発生日以後、将来に向かって1年間に見込まれる当該被扶養者の恒常的な収入すべてを対象とし、交通費等を含む総額が130万円(月額108,334円、日額3,612円)未満であること。

ただし、障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円(月額150,000円、日額5,000円)未満であること。

※**所得税法上の所得や1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。**

※他の健康保険または船員保険等の被保険者になれる人は、被扶養者として認定できません。

※個人事業者は独立して事業を営むことで生計を維持しているため、原則として被扶養者にはなれません。しかしながら、個人事業者であってもその収入が著しく低いと当共済組合が判断した場合に限り、被扶養者として認定することも可能です(ただし、法人の代表取締役および従業員を1人でも雇っている事業主等は除く)。

※別居扶養とする場合は、年収が130万円未満(障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は年収180万円未満)で、認定対象者の収入額かまたは最低必要額年間65万円(130万円の半分)のいずれか高い方を上回る額の経済援助を金融機関を介して行い、「組合員世帯一人あたり生活費」が「別居被扶養者世帯一人あたり生活費」を下回らない等、組合員が認定対象者の生計維持の中心的役割を果たしていることが必要です。

※認定対象者に配偶者がおられる場合には、相互扶助義務の観点による認定基準もあります。

被扶養者の申告

所属所への提出については、市長部局にあっては総務事務センターに提出してください。

認定の申告

被扶養者として認定されるには、被扶養者申告書と必要な書類を揃えて、事実発生日から30日以内に所属所へ提出してください。30日を超えて提出した場合は、所属所が被扶養者申告書および審査に必要なすべての書類を受理した日が認定日となり、事実発生日まで遡っての認定はできませんので、ご注意ください。

また、被扶養者として認定されている家族と別居した場合も、被扶養者申告書を提出してください。



減員の申告

組合員の被扶養者となっている人が、就職や収入超過等により被扶養者資格を喪失することになったときは、すみやかに被扶養者申告書と必要な書類を揃えて所属所へ提出してください。

申告が遅れたことで誤って被扶養者証を使用された場合は、減員日以降の医療費(7~8割)を当共済組合へ返還していただくことになりますので、ご注意ください。

申告に必要な書類

被扶養者の申告をする場合には、組合員がその人を扶養している事実や扶養しなければならない事情等を確認できる書類が必要です。

	例	
事実発生日を確認できる書類	認定	退職証明書・婚姻届受理証明書等
	減員	就職証明書・死亡診断書等
認定対象者および世帯の情報 がわかる公的書類	住民票(世帯全員、続柄入り) 戸籍謄本等(組合員との続柄が住民票で確認できない場合)	
収入に関する確認書類	(非)課税(所得)証明書・給与明細書、年金振込通知書、確定申告書の写し等	
その他	別居認定	金融機関の振込票や送金記録のある預金通帳の写し等 ※「手渡し」不可。毎月送金を原則とする

※ 上記以外、必要に応じて関係書類の提出を求めることがあります。詳細については、当共済組合ホームページでご確認ください。

扶養状況確認調査(検認)

地方公務員等共済組合法施行規程に基づき、毎年対象者を決めて、被扶養者の要件を引き続き満たしているかを確認調査しています。日頃から、被扶養者の範囲内であること、また、給与明細書や年金振込通知書等の書類で、収入状況についても確認しておくようにお願いします。

なお、確認調査(検認)時にはそれらの書類(別居扶養の場合は送金記録等も必要)を添付していただく必要があるため、過去1年間の保管について併せてお願いします。

国民年金第3号被保険者の届出

第3号被保険者とは、公務員や会社員等の国民年金第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)のことをいいます。第3号被保険者である期間は、第1号被保険者とは異なり、保険料を自分で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

次のような場合は、所定の届出書を所属所(市長部局にあっては、総務事務センター)へ提出してください。この届出を忘れると将来、国民年金の受給ができなくなることがありますので、必ずご提出ください。

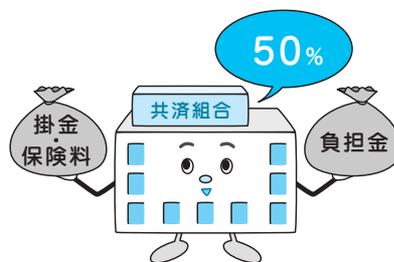
- (1) 被扶養配偶者の認定を申請するとき
- (2) 被扶養配偶者の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れたとき
- (3) 離婚したとき
- (4) 被扶養配偶者が死亡または海外移住(組合員の被扶養配偶者でなくなった場合)したとき
- (5) 被扶養配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」の変更、訂正が生じたとき
- (6) 被扶養配偶者の住所が変更となったとき

<参考>第1号被保険者:自営業者や学生等

第2号被保険者:厚生年金保険に加入している共済組合の組合員(公務員)およびサラリーマン等

掛金・保険料と負担金

共済組合を運営していくための大切な財源です。



当共済組合が行う短期給付や福祉事業に必要な費用は、組合員が納める「掛金・保険料」と、地方公共団体が納める「負担金」で賄われています。負担割合は原則として掛金・保険料と負担金が50%ずつになっています。

また、当共済組合は介護保険の掛金・負担金も徴収し、各市町村で運営する介護保険制度へ納付金を支払っているほか、退職等年金経理、経過的長期経理の掛金・負担金と厚生年金保険経理の保険料・負担金を徴収し、その全額を長期給付を行う全国市町村職員共済組合連合会へ支払っています。

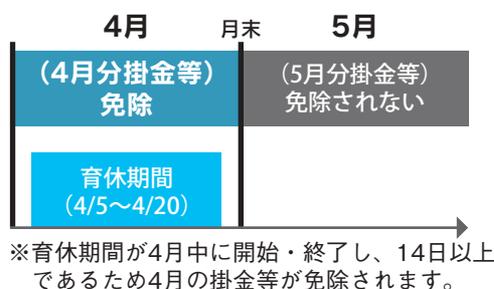
掛金・保険料の徴収

掛金・保険料は、組合員となった月から、組合員の資格を失った日の属する月の前月まで、月単位および期末手当等支給の際に徴収されます。したがって、月の途中で採用となった(組合員となった)場合でも、1か月分の掛金・保険料が徴収されます。掛金・保険料は、各所属所において毎月の給料および期末手当等から控除し、負担金と合わせて当共済組合に払い込まれます。

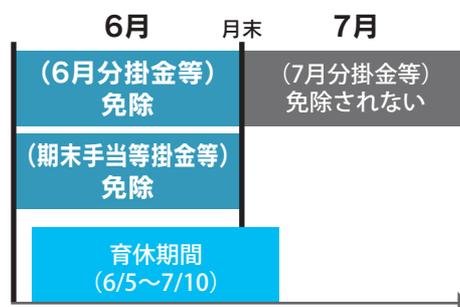
掛金・保険料と負担金の免除

- 被保険者が育児休業を取得している期間中の掛金等については、最長で子が3歳になるまで、申出により掛金等の免除が受けられます。免除を受けても、掛金等を納めたと同様に扱われ、将来の年金額計算にも反映されます。
- 産前産後の休業中についても、同様に掛金等の免除が申出により受けられます。免除期間は、産前産後休暇期間のうち、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)と産後8週間(出産日が出産予定日よりも後になった場合は、その間の日数と出産日から8週間)の期間です。
- 育児休業の期間中は、月末時点で育児休業を取得している場合、その月の掛金等が免除されます。月末時点で育児休業を取得していない場合でも、育児休業を同月中に開始・終了し、同月内に14日以上取得した場合は、その月の掛金等が免除されます。また、期末手当等の支給月に育児休業を取得した場合は、育児休業の期間が支給月の末日を含み1月を超える場合に限り、期末手当等に係る掛金等が免除されます。

①同月内に14日以上育児休業を取得した場合

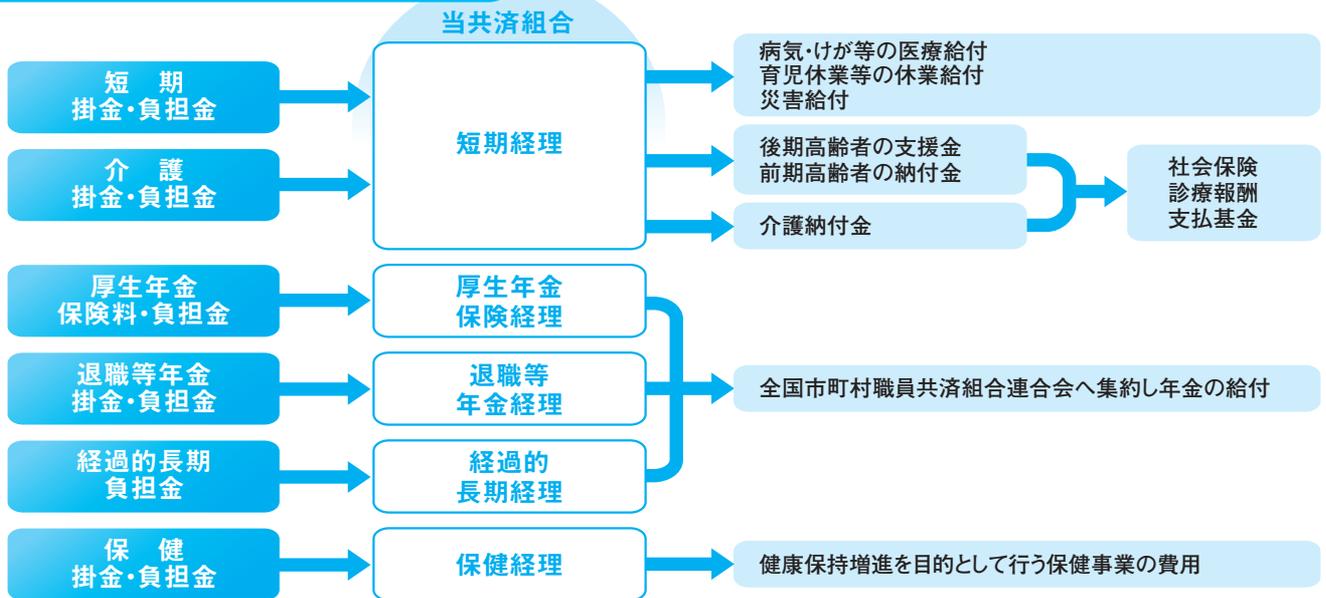


②期末手当等の支給月に育児休業を取得した場合



※育休期間が6月末を含み1月を超える場合に限り、期末手当等に係る掛金等が免除されます(育休期間が6月末を含んでいても1月を超えない場合は免除されません)。

掛金・保険料と負担金の主な使い道



※このほか共済組合の運営に要する費用として事務費を地方公共団体が納めています。

標準報酬・標準期末手当等

標準報酬・標準期末手当等とは、共済組合の掛金・保険料や給付金の計算の基礎となる額です。標準報酬の月額額は、短期給付については5万8千円から139万円、長期給付については8万8千円から65万円までとなっています。標準期末手当等の短期給付に係る上限は年間573万円、長期給付に係る上限は1回150万円です。

標準報酬の決定と改定

■ 定時決定

毎年4月から6月までの報酬の総額(基本給と実際に支給された諸手当(期末手当を除く)の合計額)の平均額を基に標準報酬を決定し、その年の9月から翌年の8月までの適用とします。

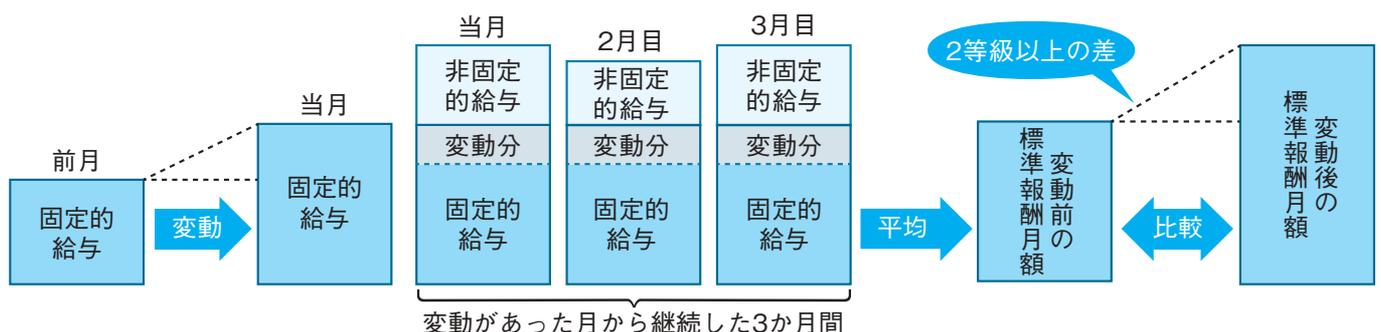
決定した標準報酬の月額額は、P15の標準報酬等級表に当てはめ、掛金および保険料の算定基礎とします。

■ 随時改定

昇給などにより報酬に著しい変動があり、その変動した月から継続した3か月間の報酬の平均額を基に、標準報酬の等級を算定して2等級以上の差があった場合に、その変動があった月から数えて4か月目に標準報酬月額を改定します。随時改定された標準報酬月額は次の定時決定まで適用されます。

【対象者】9月から翌年の8月までの間に報酬の額が変動し、次の3つのすべてに該当する人

- ① 固定的給与に変動があったとき
- ② 変動があった月から継続した3か月の間に支払われた報酬(諸手当を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- ③ 3か月とも支払基礎日数が17日以上あるとき



■資格取得時決定

新たに組合員の資格を取得したときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により、標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は、原則として次の定時決定まで適用されます。

■産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が産前産後休業終了日においてその産前産後休業に係る子を養育する場合、組合に申出をしたときは産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬を改定します。産前産後休業終了時改定により改定された標準報酬月額は次の定時決定まで適用されます。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、対象外となります。

■育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が育児休業終了日において、その育児休業に係る3歳に満たない子を養育する場合、組合に申出をしたときは育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬を改定します。育児休業等終了時改定により改定された標準報酬月額は次の定時決定まで適用されます。ただし、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、対象外となります。

■3歳未満の子を養育している期間の特例(養育特例)

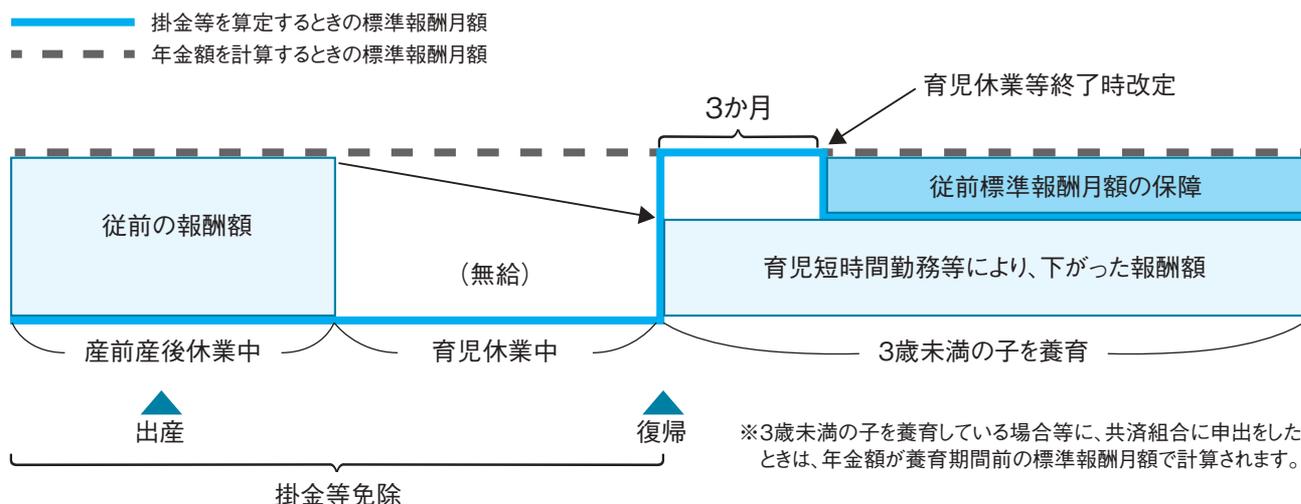
3歳未満の子を養育しているまたは養育していた組合員または組合員であった者が組合に申出をしたときは、その子を養育することとなった日の属する月から、その子が3歳に達した日等の翌日の属する月の前月までの各月のうち、標準報酬月額がその子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額を下回る月については、従前の標準報酬月額で年金額が計算されます。

なお、この特例は将来の厚生年金保険給付や退職等年金が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額は適用されません。

■産前産後休業にかかる標準報酬定時決定保険者算定

4月から6月の間に産前産後休業を取得する場合、当該4月から6月までの3月間の報酬の月平均額により算出した標準報酬の等級が、産前産後休業を開始した月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額(年平均額)により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回るときは、申出により、その年の定時決定において、年平均額を報酬月額として同年9月からの標準報酬を決定します。

産前産後休業、育児休業に係る標準報酬



「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」「養育特例」「産前産後休業にかかる標準報酬決定時決定保険者算定」を希望するときは、組合員が所属所を通じて、当共済組合に申出を行ってください。

標準報酬等級表

- 短期給付・保健事業…… 58,000円～1,390,000円(50等級)
- 厚生年金保険給付…… 88,000円～650,000円(32等級)
- 退職等年金給付…… 88,000円～ 650,000円(32等級)

標準報酬			月 額	報酬月額		1等級格差	
等 級				(円)	(円以上)		(円未満)
短期給付等	長期給付						
	厚生年金	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	(円)	(円以上)	(円未満)	(円)	
1			58,000	~	63,000		
2			68,000	63,000	~	73,000	10,000
3			78,000	73,000	~	83,000	10,000
4	1	1	88,000※1	83,000	~	93,000	10,000
5	2	2	98,000	93,000	~	101,000	10,000
6	3	3	104,000	101,000	~	107,000	6,000
7	4	4	110,000	107,000	~	114,000	6,000
8	5	5	118,000	114,000	~	122,000	8,000
9	6	6	126,000	122,000	~	130,000	8,000
10	7	7	134,000	130,000	~	138,000	8,000
11	8	8	142,000	138,000	~	146,000	8,000
12	9	9	150,000	146,000	~	155,000	8,000
13	10	10	160,000	155,000	~	165,000	10,000
14	11	11	170,000	165,000	~	175,000	10,000
15	12	12	180,000	175,000	~	185,000	10,000
16	13	13	190,000	185,000	~	195,000	10,000
17	14	14	200,000	195,000	~	210,000	10,000
18	15	15	220,000	210,000	~	230,000	20,000
19	16	16	240,000	230,000	~	250,000	20,000
20	17	17	260,000	250,000	~	270,000	20,000
21	18	18	280,000	270,000	~	290,000	20,000
22	19	19	300,000	290,000	~	310,000	20,000
23	20	20	320,000	310,000	~	330,000	20,000
24	21	21	340,000	330,000	~	350,000	20,000
25	22	22	360,000	350,000	~	370,000	20,000
26	23	23	380,000	370,000	~	395,000	20,000
27	24	24	410,000	395,000	~	425,000	30,000
28	25	25	440,000	425,000	~	455,000	30,000
29	26	26	470,000	455,000	~	485,000	30,000
30	27	27	500,000	485,000	~	515,000	30,000
31	28	28	530,000	515,000	~	545,000	30,000
32	29	29	560,000	545,000	~	575,000	30,000
33	30	30	590,000	575,000	~	605,000	30,000
34	31	31	620,000	605,000	~	635,000	30,000
35	32	32	650,000※2	635,000	~	665,000	30,000
36			680,000	665,000	~	695,000	30,000
37			710,000	695,000	~	730,000	30,000
38			750,000	730,000	~	770,000	40,000
39			790,000	770,000	~	810,000	40,000
40			830,000	810,000	~	855,000	40,000
41			880,000	855,000	~	905,000	50,000
42			930,000	905,000	~	955,000	50,000
43			980,000	955,000	~	1,005,000	50,000
44			1,030,000	1,005,000	~	1,055,000	50,000
45			1,090,000	1,055,000	~	1,115,000	60,000
46			1,150,000	1,115,000	~	1,175,000	60,000
47			1,210,000	1,175,000	~	1,235,000	60,000
48			1,270,000	1,235,000	~	1,295,000	60,000
49			1,330,000	1,295,000	~	1,355,000	60,000
50			1,390,000	1,355,000	~		60,000

※1 報酬月額が93,000円未満の方の厚生年金保険給付等と年金払い退職給付(退職等年金給付)の標準報酬の月額は88,000円となります。

※2 報酬月額が635,000円以上の方の厚生年金保険給付と年金払い退職給付(退職等年金給付)の標準報酬月額は650,000円となります。

令和4年度 当共済組合 掛金率・負担金率一覧

(単位:千分比)

費用の区分	組合員区分	組合員の掛金		事業主の負担金		合計		
		標準報酬月額	標準期末手当等	標準報酬月額	標準期末手当等	標準報酬月額	標準期末手当等	
短期給付	健康保険分	一般組合員等	47.5	47.5	47.5	47.5	95.0	95.0
		70歳以上組合員(70歳以上75歳未満)	47.5	47.5	47.5	47.5	95.0	95.0
		後期高齢適用者(75歳以上)	2.35	2.35	2.35	2.35	4.70	4.70
	介護保険分	一般組合員等	8.85	8.85	8.85	8.85	17.7	17.7
		70歳以上組合員(70歳以上75歳未満)	—	—	—	—	—	—
		後期高齢適用者(75歳以上)	—	—	—	—	—	—
長期給付	厚生年金保険	一般組合員等	91.5	91.5	91.5	91.5	183.0	183.0
		70歳以上組合員(70歳以上75歳未満)	—	—	—	—	—	—
		後期高齢適用者(75歳以上)	—	—	—	—	—	—
	退職等年金給付	一般組合員等	7.5	7.5	7.5	7.5	15.0	15.0
		70歳以上組合員(70歳以上75歳未満)	7.5	7.5	7.5	7.5	15.0	15.0
		後期高齢適用者(75歳以上)	7.5	7.5	7.5	7.5	15.0	15.0
	経過的長期	一般組合員等	—	—	0.1105	0.1105	0.1105	0.1105
		70歳以上組合員(70歳以上75歳未満)	—	—	0.1105	0.1105	0.1105	0.1105
		後期高齢適用者(75歳以上)	—	—	0.1105	0.1105	0.1105	0.1105
福祉事業	一般組合員等	0.8	0.8	0.8	0.8	1.6	1.6	
	70歳以上組合員(70歳以上75歳未満)	0.8	0.8	0.8	0.8	1.6	1.6	
	後期高齢適用者(75歳以上)	—	—	—	—	—	—	

1. 短期給付の健康保険に係る負担金の率には、公的負担として地方公共団体が負担する財政調整負担金の率、育児休業手当金および介護休業手当金に係る公的負担金の率は含まれておりません。
2. 短期給付の健康保険に係る掛金の率は、全国市町村職員共済組合連合会の調整交付金および特別調整交付金を控除した率です。
3. 短期給付の介護保険に係る掛金・負担金は対象者(40歳以上65歳未満)のみの負担です。
4. 厚生年金保険の事業主負担金の率には、公的負担として地方公共団体が負担する基礎年金拠出金の率は含まれておりません。また、厚生年金保険および経過的長期の事業主負担金の率には、追加費用率は含まれておりません。
5. 任意継続組合員の掛金の率は、短期給付の掛金の率と負担金の率および福祉事業の掛金の率と負担金の率の合計です。ただし、40歳以上65歳未満の任意継続組合員は介護保険の掛金の率と負担金の率の合計の率が別途加算されます。

短期給付事業

病気、けが、災害…

どんなときにも安心できる暮らしを支えます。

※本手引きは、各制度の概要を記載したものですので、各詳細につきましては当共済組合ホームページもご参照ください。

URL: <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp>



短期給付とは？

組合員とその被扶養者の医療等を保障する、共済組合の医療保険。



短期給付は、組合員とその被扶養者の病気やけが、出産、死亡、休業、災害等に対して行う給付です。

これらの給付は大きく分けて、保健給付、休業給付、災害給付の3つの柱があり、それぞれに法律で定められた法定給付と当共済組合独自の附加給付があります。

＋ 給付金の請求

■ 請求不要の給付

当共済組合から医療機関に直接支払うもの	<p>法定給付</p> 療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・訪問看護療養費・家族療養費・家族訪問看護療養費
医療機関からの請求書に基づいて自動的に組合員に支給するもの	<p>法定給付</p> 高額療養費
	<p>附加給付</p> 一部負担金払戻金・家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金

上記以外の給付については、組合員から当共済組合に請求していただくことになります。

■ 短期給付の時効

短期給付の申請はお早めに

短期給付の消滅時効は2年となっています。たとえば、被扶養者である家族が出産した場合、当然、家族出産費などがもらえるはずですが、申請せずに放っておいたら2年が過ぎれば時効となり、権利がなくなってしまいます。くれぐれもご注意ください。

短期給付に関する時効は次のとおりで、その日が過ぎると給付を受ける権利を失います。

1	傷病手当金、出産手当金は就労不能となった日ごとにその翌日から2年
2	出産費、家族出産費は、出産した翌日から2年
3	埋葬料、家族埋葬料は、死亡した日の翌日から2年
4	療養費、家族療養費は、患者が代金を支払った日の翌日から2年
5	高額療養費は、診療月の翌月の1日(ただし診療費の自己負担分を診療月の翌月以降に支払ったときは、支払った日の翌日)から2年
6	移送費、家族移送費は、移送の費用を支払った日の翌日から2年

短期給付の種類

		こんなとき	法定給付	附加給付等
保健給付	組合員	病気・けが 	療養の給付	一部負担金払戻金
			入院時食事療養費	
			入院時生活療養費	
			保険外併用療養費	
			療養費	
		訪問看護 	訪問看護療養費	
		病気・けが・介護  	高額療養費	
	高額介護合算療養費			
	移送 	移送費		
	出産 	出産費		
	死亡 	埋葬費		
	被扶養者	病気・けが 	家族療養費	家族療養費附加金
			入院時食事療養費	
			入院時生活療養費	
保険外併用療養費				
病気・けが・介護  		高額療養費		
		高額介護合算療養費		
訪問看護 		家族訪問看護療養費	家族訪問看護療養費附加金	
移送 		家族移送費		
出産 	家族出産費			
死亡 	家族埋葬費			
休業給付	組合員	傷病のため休職したとき 	傷病手当金	
		出産のため休んだとき 	出産手当金	
		欠勤 	休業手当金	
		育児休業 	育児休業手当金	
		介護休業 	介護休業手当金	
災害給付	組合員	非常災害による死亡 	弔慰金	
		非常災害 	災害見舞金	
	被扶養者	非常災害による死亡 	家族弔慰金	

共済組合のしくみ

短期給付事業

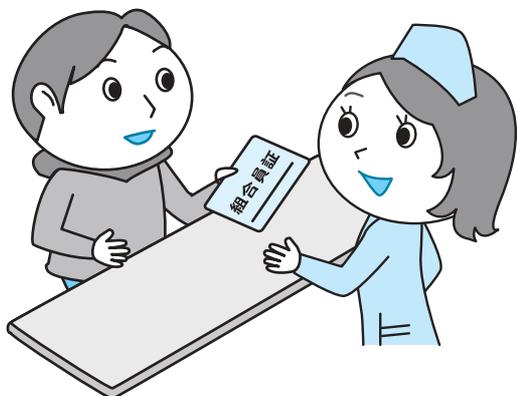
長期給付事業

福祉事業

個人情報について

病院等にかかるとき

組合員証・組合員被扶養者証をお忘れなく。



組合員やその被扶養者が、公務(通勤を含む)外の病気やけがをしたとき、保険医療機関の窓口で組合員証・組合員被扶養者証、70～74歳の方に交付している高齢受給者証を提示すれば、一部の負担で医療を受けることができます。

なお、75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の人は、すべて「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

医療費の一部負担(自己負担)

病気やけがに対する負担の割合は、年齢等により異なります。

(令和4年10月1日現在)

	外来	入院		療養病床の場合
	医療費	医療費	食費	食費・居住費
義務教育就学前	2割負担	2割負担	標準負担額 1食460円(難病患者等は260円)	
義務教育就学後 ～64歳	3割負担	3割負担		
65～69歳	3割負担	3割負担	低所得者Ⅱ (市町村民税非課税者) 1食210円 (91日以降160円)	標準負担額 食費 1食460円
70～74歳	2割負担 (現役並み所得者は3割)	2割負担 (現役並み所得者は3割)	低所得者Ⅰ (所得が一定基準に 満たない高齢受給者) 1食100円	居住費 1日370円 (1か月約53,000円)

自己負担限度額あり

一部負担の残りは当共済組合が負担

組合員には「療養の給付」、被扶養者には「家族療養費」として、一部負担の残り部分を負担しています。

▼ 給付割合 ▼

義務教育就学前 ▶▶▶

8割

義務教育就学後～69歳 ▶▶▶

7割

70～74歳 ▶▶▶

8割(現役並み所得者は7割)

当共済組合の附加給付

医療費の一部負担(自己負担)が一定額を超えたときに支給されます。なお、医療費助成を受けている場合は、受診時の自己負担分が少額となるため、附加給付は支給されません。

組合員

一部負担金
払戻金

支給額 = 自己負担額 - 25,000円※(高額合算の場合は原則50,000円)

※100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給

※標準報酬の月額530,000円以上の組合員は50,000円(高額合算の場合は原則100,000円)

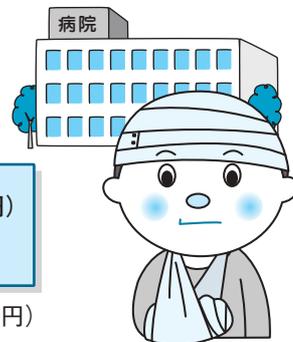
被扶養者

家族療養費
附加金

支給額 = 自己負担額 - 25,000円※(高額合算の場合は原則50,000円)

※100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給

※標準報酬の月額530,000円以上の組合員の被扶養者は50,000円(高額合算の場合は原則100,000円)



■ 組合員証・組合員被扶養者証で保険医療機関にかかれないケース

次のような場合は組合員証・組合員被扶養者証は使えません。

- ① 健康診断や人間ドック、予防注射
- ② 美容のための整形手術
- ③ 疲労回復のためのビタミン注射等の措置
- ④ 正常な出産
- ⑤ 経済的理由による人工妊娠中絶
- ⑥ 保険で認められない治療や差額ベッド
- ⑦ 公務災害・通勤災害(疑いを含む)
- ⑧ 肩こり・腰痛
- ⑨ 交通事故等の第三者行為(届出がある場合を除く)

等

整骨院等にかかったとき

整骨院・接骨院（柔道整復師）の場合

負傷原因が明らかで慢性に至っていない外傷性の負傷で、柔道整復師の施術を受けた場合に限り、当共済組合の給付が受けられます。

〔保険適用が受けられる場合〕

1	骨折、不全骨折、脱きゅう（応急手当を除き医師の同意が必要）
2	打撲、捻挫、出血していない肉離れ

次のような症状で受療した場合は、当共済組合での短期給付は受けられません。自費診療となります。

〔保険適用が受けられない場合〕

1	日常生活における単なる疲れ、肩こり等
2	スポーツ等による肉体疲労、筋肉疲労
3	医師が治療すべき腰椎椎間板ヘルニア
4	脳疾患後遺症等の慢性病
5	症状の改善がみられない長期の施術（腰部捻挫等）
6	医師の同意がない骨折、不全骨折、脱きゅう

はり、きゅうの場合

医師の同意を得て、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症など慢性的な痛みのある病気で鍼灸師の施術を受けた場合に限り、当共済組合の給付が受けられます。

マッサージを受けた場合

医師の同意を得て、関節拘縮などでマッサージ師の施術を受けた場合に限り、当共済組合の給付が受けられます。単なる肩こり、腰痛等のような症状で受療した場合には当共済組合の給付は受けられず、自費診療となります。

※公務上および通勤途上における負傷の場合は、給付対象にはなりません。

療養費の受領委任払いについて

整骨院等において保険適用にて施術を受けた場合、原則は患者が治療費の全額を支払い、後で当共済組合へ療養費の請求をすることで、7～8割相当の給付を受けることになっています。

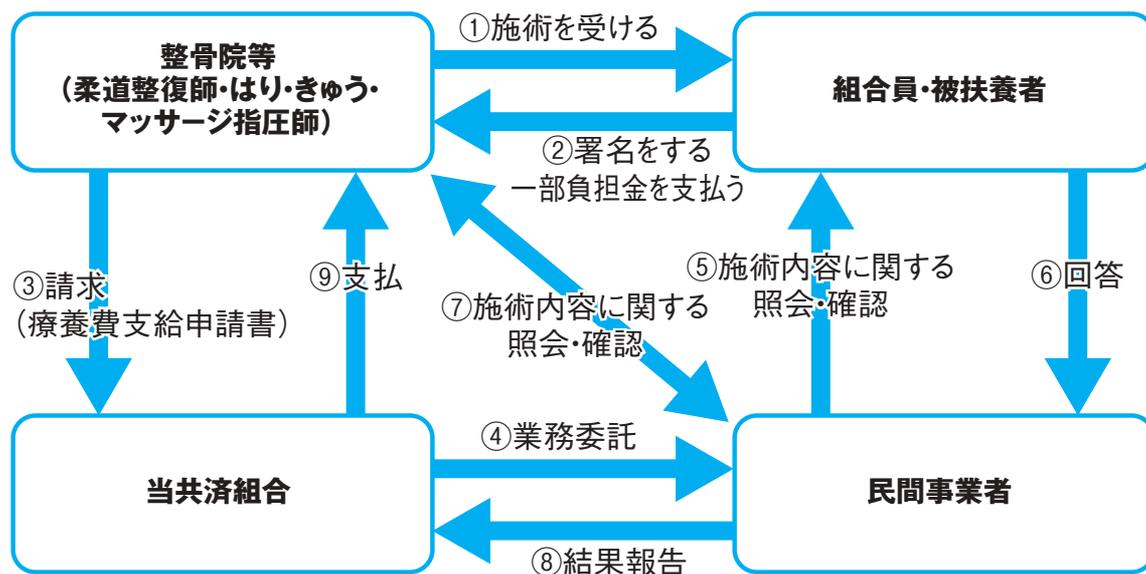
しかし、地方公務員共済組合協議会(当共済組合が加盟している団体)と受領委任契約を結んでいる整骨院等では、医療機関等と同じように組合員証・被扶養者証を整骨院等で提示することで、窓口での自己負担額が2～3割になります。

ただし、医療機関等と違い整骨院等では、組合員の同意がないと医療機関等と同じような取り扱いができません。この同意確認のため、整骨院等では、「療養費支給申請書」に患者の署名による確認が必要になります。この「療養費支給申請書」の記載内容(施術箇所・通院日数・支払金額)に間違いがあると整骨院等への支払いが遅れる原因になりますので、必ず、内容を確認した上で署名するようお願いします。

療養費の支払事務委託について

当共済組合では、事務費削減と医療費の適正化のため、整骨院等にかかる療養費の支給業務を民間事業者に委託しています。

委託先の民間事業者から照会文書や電話での確認がありましたら、回答をお願いします。なお、回答いただいた内容は、整骨院等への照会確認として使用させていただきますが、それ以外では使用しませんので、当共済組合の事業運営にご理解とご協力をお願いします。



※令和4年度は(株)メディテクノサービスに委託しています。

※長期的に継続して整骨院等に通院されている方に対しては、民間事業者からの照会とは別に、当共済組合から直接お知らせ文書や照会文書を送付させていただく場合があります。その際には、領収書の提出をお願いすることもありますので、整骨院等で受療された場合は、必ず領収書をもらい、約1年間は保管しておいてくださるようお願いします。

これらの照会事務は、地方公務員等共済組合法および厚生労働省通知等に基づき、療養費適正化のため行っているものです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

自己負担が高額になったとき

一定額を超えた自己負担分は「高額療養費」として支給されます。

当共済組合では、医療機関からの請求に基づき、自動払いを行っていますので、次の場合を除き原則として申請の必要はありません。

- ・医科と調剤の診療年月が異なるもの(月末に交付された処方箋で翌月初めに薬を受け取ったときなど)
- ・医療費助成に該当しているが窓口負担が高額であるもの
- ・組合員証・被保険者証を使用しなかった医療機関受診の療養費請求

※申請については、当共済組合ホームページの「高額な医療費がかかったとき」をご確認ください。



<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/kougaku/>

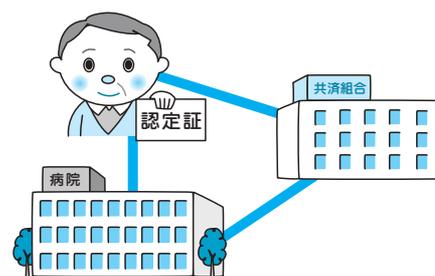
なお、この自己負担額から高額療養費として支給される額を控除した後の額が25,000円※を超える場合には、一部負担金払戻金、家族療養費附加金または家族訪問看護療養費附加金が支給されます。

※標準報酬の月額530,000円以上の組合員は50,000円(→P21)

■事前に申請すれば、窓口負担が限度額までに

当共済組合に事前の申請を行い、当共済組合が発行する「限度額適用認定証」を医療機関の窓口提示すれば、窓口負担が月単位で限度額までにとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。

事前の申請を行わない場合は、原則、医療機関からの請求の3か月後に高額療養費として払い戻されます。



自己負担限度額

■70歳未満

所得区分		診療月を含めた直近12か月の高額療養費該当が3回まで	4回目以降
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	標準報酬月額28万円未満	57,600円	
オ	低所得者(市町村民税非課税者)	35,400円	24,600円

■70歳以上

所得区分		外来	入院、同一世帯の高齢者全員の一部負担金の合計額	4回目以降
現役並み※	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
	標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般所得者	標準報酬月額28万円未満	18,000円 年間(8~7月)上限144,000円	57,600円	
低所得者II	低所得者Iを除く市町村民税非課税者	8,000円		24,600円
低所得者I	市町村民税非課税者で所得が一定以下の人			15,000円

※標準報酬月額が28万円以上でも、夫婦2人世帯で年収520万円未満(単一世帯で年収383万円未満)の場合には、申請により一般所得者の区分とすることができます。

●同一月に同一世帯で自己負担額21,000円(70歳以上は21,000円未満も可)を超える診療報酬明細書が2件以上ある場合には、その合算額から前ページの自己負担限度額を控除した金額が支給されます。

※同じ世帯に70歳未満の人と70歳～74歳の人がいる場合

- ① 「70～74歳の人」の払い戻し額を計算します。
- ② ①の払い戻し額を除いた負担額と「70歳未満の人」の負担額を合算して前ページの自己負担限度額を超えた分が世帯の払い戻し額となります。
- ③ ①と②を合わせた額が世帯全体の払い戻し額となります。

●人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群のような特定疾病について、当共済組合の認定を受けたときは1か月の自己負担限度額は10,000円(人工透析が必要な患者が70歳未満で標準報酬月額53万円以上に該当する場合は20,000円)となります。

特定疾病で受診するとき

当共済組合が発行する「特定疾病療養受療証」を組合員証または組合員被扶養者証とともに医療機関等に提示する必要があります。該当する人は「特定疾病療養受療証交付申請書」を所属所(市長部局にあっては総務事務センター)に提出し、交付を受けてください。

高額介護合算療養費制度

医療と介護の自己負担額を合算したときの年額の自己負担限度額が設けられ、負担を軽減します。

これは、高額療養費の算定対象世帯を単位として、1年間(前年8月1日から7月31日まで)の医療と介護の自己負担額を合算し、その額が限度額を超えている場合、組合員が申請をすれば、限度額を超えた額をそれぞれの制度で按分し、短期給付からは「高額介護合算療養費」、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

請求手続き

まず介護保険を運営する市区町村に「支給申請兼自己負担額証明書交付申請書」を提出。交付された証明書を添付して、当共済組合に支給を申請します。

■自己負担限度額(70歳未満)

所得区分	自己負担限度額
標準報酬の月額83万円以上	2,120,000円
標準報酬の月額53万円以上83万円未満	1,410,000円
標準報酬の月額28万円以上53万円未満	670,000円
標準報酬の月額28万円未満	600,000円
低所得者Ⅱ(低所得者Ⅰを除く市町村民税非課税者)	340,000円
低所得者Ⅰ(市町村民税非課税者で所得が一定以下の人等)	

■自己負担限度額(70～74歳)

	所得区分	自己負担限度額(70～74歳※1)
現役並み	標準報酬月額83万円以上	2,120,000円
	標準報酬月額53万円以上83万円未満	1,410,000円
	標準報酬月額28万円以上53万円未満	670,000円
一般	標準報酬月額28万円未満	560,000円
低所得者	低所得者Ⅱ	310,000円
	低所得者Ⅰ	190,000円※2

※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず、70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担限度額を合わせた額に限度額を適用します

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

入院時の食事代

「入院時食事療養費」が支給されるため、自己負担は“標準負担額”だけです。

1食460円を自己負担

入院中に提供される食事代については、食事療養標準負担額として1日3食1,380円を限度に1食460円を患者が負担することになっています。これは、食事療養標準負担額を超えた分については入院時食事療養費として共済組合が負担するためです。

この食事療養標準負担額は、組合員・被扶養者ともに同額ですが高額療養費の対象にはなりません。市町村民税非課税者は、標準負担額の減額を受けることができます。

区 分		標準負担額
一 般		460円 ^{※1}
低所得者Ⅱ ^{※2}		210円
	長期入院の場合	91日以降160円
	低所得者Ⅰ ^{※3}	100円

※1 難病患者等は260円

※2 市町村民税非課税者

※3 所得が一定基準に満たない場合等に該当する高齢受給者

65歳以上の 高齢者が療養病床に 入院したとき



65歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合は、食費・居住費を自己負担することになっており、生活療養標準負担額として1日につき1,750円を負担します。

ただし、低所得者には所得の状況に応じて介護保険と同様に負担軽減措置があります。また、難病、脊髄損傷等の患者で入院治療の必要性の高い状態が継続する患者や、回復期リハビリテーション病棟に入院している患者は、食材料費相当の負担に軽減されます。生活療養標準負担額を超える分は、入院時生活療養費として当共済組合が負担します。

■生活療養標準負担額

食費:食材料費および調理コスト相当 1食につき460円で1日1,380円

居住費:光熱水費相当 1日につき370円

* 生活療養標準負担額は、組合員、被扶養者とも同額負担で、高額療養費の対象とはなりません。

* 被扶養者の入院時生活療養にかかる給付は、家族療養費としてその費用が支給されます。

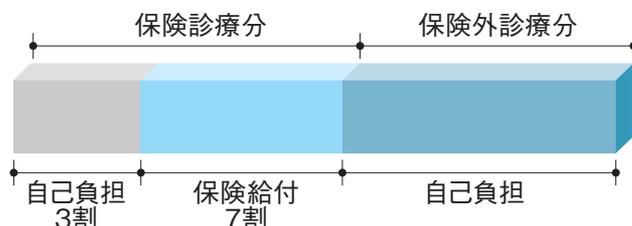
差額を負担するケース

「保険外併用療養費」が支給されます。

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分も含めて、医療費の全額が自己負担となります。しかし、医療技術の進歩や患者のニーズの多様化に対応するために、保険が適用されない療養を受ける場合でも、一定の条件を満たした「評価療養」「患者申出療養」および「選定療養」であれば、保険が適用される部分は一般の保険診療と同様に扱われます。

評価療養・患者申出療養・選定療養

- **評価療養**… 医学的な価値が定まっていない新しい治療法や新薬等将来的に保険導入をするか評価される療養
- **患者申出療養**… 患者の申出に基づいて厚生労働大臣が定める高度の医療
- **選定療養**… 特別な療養環境等、患者が自ら希望して選ぶ療養で、保険導入を前提としない療養



※ 給付割合が、義務教育就学後～69歳の場合

保険との併用が認められる保険外の療養

評価療養

- 一定の要件を満たした医療機関における先進医療 ※高度医療を含む
- 医薬品の治験にかかる診療
- 医療機器の治験にかかる診療
- 薬価基準に記載される前の承認医薬品の投与
- 保険適用前の承認医療機器の使用
- 薬価基準に記載されている医薬品の適応外使用
- 薬価基準に記載されている医療機器の適応外使用

選定療養

- 差額ベッドへの入院
- 予約診療
- 時間外診療
- 200床以上の病院に紹介状なしでかかる初診
- 200床以上の病院の再診
- 制限回数を超えて受ける診療
- 180日間を超える入院
- 前歯部に金合金などの材料を使用
- 金属床総義歯
- 小児う蝕治療後の継続管理
- 多焦点眼内レンズの支給

先進医療

保険適用外の先進的な医療技術を受けた場合、医療費の全額が自己負担となりますが、安全性や有効性など一定の条件を満たしていれば、「先進医療」として保険との併用が認められます。また、先進医療の中でも「高度医療」と認められる場合は、未承認の薬や医療機器も含めて保険との併用が認められます。



差額ベッド

入院したとき、個室など条件のよい病室は保険の適用外です。一般に「差額ベッド」といわれるもので、希望する場合は入院の室料にあたる差額分を負担すれば、あとは保険が適用されます。なお、次の条件を満たしていれば、個室に限らず差額が徴収される対象となります。ただし、差額を支払うのは患者が差額ベッドを希望したときに限られます。

- ① 1病室の病床数が4床以下
- ② 病室の面積が1人あたり6.4平方メートル以上
- ③ 病床ごとにプライバシーの確保をはかるための設備を備えていること
- ④ 患者個人用の収納設備や、机・イス・照明の設置

医療周辺サービス

おむつ代やテレビ代、証明書代や外国人のための通訳にかかる費用など、療養の給付と直接関係のない医療周辺サービスについては、実費を負担すれば、保険診療と一緒に利用できます。

例 おむつ代、病衣貸与代、テレビ代、理髪代、クリーニング代、ゲーム機・パソコンの貸出料、患者図書館の利用料、証明書代、カルテ開示の手数料など

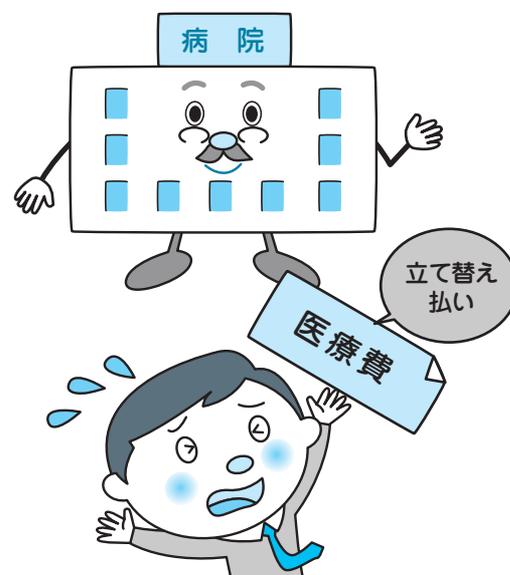
医療費等が立て替え払いとなるケース

やむを得ない場合に限り、「療養費」または「家族療養費」として払い戻されます。

やむを得ない事情で組合員証・被扶養者証を提示できず、医療費の全額を自分で支払うというケースもあります。このような場合には、本人が一時的に立て替えて、後日、共済組合に請求することになります。共済組合が認めた場合には、組合員は「療養費」、被扶養者は「家族療養費」として、その費用の払い戻しが受けられます。

ただし、支払った費用の全額が戻るわけではなく、保険診療など一定の基準をもとにした額のうち、さらに自己負担分(組合員・被扶養者とも3割(義務教育就学前は2割)、入院時の食事代負担)を控除した額となります。

また、この自己負担分(入院時の食事代負担を除く)の額が一定額を超えるときには、一部負担金払戻金または家族療養費附加金が支給されます。



医療の内容		払い戻される額※	必要な書類など
組合員証・被扶養者証を提出できなかったとき		療養の給付の範囲内で査定された額の7割	「療養費請求書」または「家族療養費請求書」に診療報酬明細書および領収書を添付。 海外受診の場合は、診療内容明細書、領収書、海外に渡航した事実を証する書類、同意書を添付。 ※診療報酬明細書の発行を依頼する際、医療機関によっては「文書料」を請求される場合があります。「文書料」については、療養費請求の対象外となります。発行に料金が発生するかどうかは、事前に医療機関へお問い合わせください。
保険医以外の医療機関にかかったとき			
海外で受診したとき			
輸血(生血)の血液代		輸血(生血)を受けるときの血液代としての基準料金の7割	「療養費請求書」または「家族療養費請求書」に領収書と輸血証明書を添付。
コルセット・ギプス・義眼代・その他治療用装具を 購入したとき	医師が必要と認めるとき	基準料金の7割	「療養費請求書」または「家族療養費請求書」に領収書と医師の意見書および装着証明書を添付。
四肢のリンパ浮腫治療や、慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のために弾性着衣等を購入したとき		上限の範囲内で購入に要した費用の7割	「療養費請求書」または「家族療養費請求書」に領収書と医師の意見書および装具装着証明書を添付。
9歳未満の小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを作成したとき		上限の範囲内で購入に要した費用の7割	「療養費請求書」または「家族療養費請求書」に領収書、作成指示書等、患者の検査結果を添付。

※義務教育就学前は8割

※各請求時に必要となる添付書類については→ <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/tatekae/>



自宅で看護を受けるとき

通院と同じ負担で訪問看護サービスが受けられます。—「訪問看護療養費」

退院後も引き続き自宅で療養が必要なとき、訪問看護が受けられると安心です。共済組合では、訪問看護の必要な人にも給付を行っています。そのため、病院等への外来と同様の負担で訪問看護が受けられます。



共済組合のしくみ

短期給付事業

長期給付事業

福祉事業

個人情報について



申し込みはかかりつけの医師（主治医）へ

訪問看護サービスが受けられる人は、末期がん患者、難病患者、重度障害者、働きざかりの脳卒中患者などで、かかりつけの医師に申し込み、指定訪問看護事業者（訪問看護ステーション）から訪問看護を受けることになります。当共済組合が必要と認めた場合に、給付が受けられます。

当共済組合の附加給付

医療費の一部負担（自己負担）が一定額を超えたときに支給されます。

組合員

一部負担金 払戻金

支給額＝自己負担額－25,000円※（高額合算の場合は原則50,000円）
※100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給

※標準報酬の月額530,000円以上の組合員は50,000円（高額合算の場合は原則100,000円）

被扶養者

家族訪問看護 療養費附加金

支給額＝自己負担額－25,000円※（高額合算の場合は原則50,000円）
※100円未満の端数は切捨て。1,000円に満たない場合は不支給

※標準報酬の月額530,000円以上の組合員の被扶養者は50,000円（高額合算の場合は原則100,000円）



勤務を休み、報酬が支給されないとき

組合員の休業期間中の所得保障として各種の手当金が請求できます(ただし、審査の結果、支給不可となる場合もあります)。

こんなとき	支給期間	支給額	注意事項	必要な書類
<p>病気・けがで休んだとき</p> <p>傷病手当金</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労務不能となり、継続して勤務を休んだ4日目から支給 ● 1年6か月(結核性の病気は3年)以内 	<p>1日につき</p> $\text{支給開始月を含む直近の継続した12月間の標準報酬の月額平均額の} \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$	<ul style="list-style-type: none"> ● 報酬の全部または一部が支払われているときは、その額を控除した差額分のみ支給されます。報酬額が傷病手当金を超えている場合は支給されません。 ● 傷病手当金を受けている人が、その病気・けがで障害厚生年金や老齢厚生年金等を受けるときは、それらの額が傷病手当金より少ない場合に限り、差額分が支給されます。 ● 出産手当金が支給されている場合、その期間中は支給されません。 	傷病手当金請求書
<p>出産のために休んだとき</p> <p>出産手当金</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産予定日以前42日(双子以上の妊娠の場合は98日。予定日後に出産した場合はその期間も支給)、出産の日後56日までの期間 	<p>1日につき</p> $\text{支給開始月を含む直近の継続した12月間の標準報酬の月額平均額の} \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$	<ul style="list-style-type: none"> ● 報酬の全部または一部が支払われているときは、その額を控除した差額分のみ支給されます。報酬額が出産手当金を超えている場合は支給されません。 ● 妊娠4か月以上の出産が対象になります。正常出産、異常出産は問いません。 	出産手当金請求書
<p>子育てのために休んだとき</p> <p>育児休業手当金</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児のために勤務を休んだ期間で当該育児休業に係る子が1歳(1歳に達した日後も保育所等に入所できないなどの特別な事情がある場合は最長1歳6か月。1歳6か月以後も引き続き入所できないなどの状態が続いている場合は最長2歳)に達する日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業をした期間が180日に達するまでの期間 <p>1日につき</p> $\text{標準報酬の} \frac{1}{22} \times \frac{67}{100}$ <ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業をした期間が180日を超える期間 <p>1日につき</p> $\text{標準報酬の} \frac{1}{22} \times \frac{50}{100}$	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険法に準じた支給額の上限があります。 ● 同一育児について雇用保険法の育児休業給付が受けられる場合は支給されません。 ● 父母ともに育児休業を取得する場合は、その子が「1歳2か月に達する日までの間に1年間」育児休業手当金を受給することができます。 	育児休業手当金請求書
<p>介護のために休んだとき</p> <p>介護休業手当金</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護休業の日数を通算して66日以内 	<p>1日につき</p> $\text{標準報酬の} \frac{1}{22} \times \frac{67}{100}$	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険法に準じた支給額の上限があります。 ● 同一介護について雇用保険法の介護休業給付が受けられる場合は支給されません。 	介護休業手当金請求書
<p>家族の病気や不慮の災害で休んだとき</p> <p>休業手当金</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 被扶養者の病気やけが → 勤務を休んだ全期間 ② 配偶者(内縁関係含む)の出産 → 14日以内 ③ 組合員の公務によらない不慮の災害、または被扶養者の不慮の災害 → 5日以内 ④ 組合員の結婚、配偶者(内縁関係含む)の死亡または被扶養者などの結婚や葬祭 → 7日以内 ⑤ ①～④以外で、共済組合の運営規則で定める事由 → 運営規則で定める期間 	<p>1日につき</p> $\text{標準報酬の} \frac{1}{22} \times \frac{50}{100}$	<ul style="list-style-type: none"> ● ⑤の運営規則で定める事由としては、被扶養者でない配偶者、子、父母の病気・けがなどがあります。 ● 傷病手当金または出産手当金が支給されている場合、その期間中は支給されません。 ● ここでいう「休み」とは「欠勤」のことです。 	休業手当金請求書

出産したとき

出産にかかる費用として、「出産費」が請求できます。

正常な出産は保険適用の対象外であるため、組合員証・被扶養者証で受診することはできませんが、その代わりに「出産費」（被扶養者の出産の場合は「家族出産費」）が支給されるので、出産にかかる費用を賄うことができます。



妊娠4か月目以降なら支給

出産費は、妊娠4か月(85日)目以降に出産したときに420,000円が支給されます。これは、生産・死産、母体保護法に基づく人工妊娠中絶に対しても支給されます。また、双子以上の場合には、その人数分の額が支給されます。

ただし、妊娠22週未満の場合や、出産した分娩機関が「産科医療補償制度」に加入していない場合は408,000円となります。

支給額

■組合員 出産費	■被扶養者 家族出産費
1件につき420,000円	

請求に必要な書類

- 「出産費・家族出産費請求書」
- 医療機関が発行する出産費用に係る明細書に、産科医療補償制度加入の印が押印してあるもの
- 直接支払制度を利用しない旨の同意書

産科医療補償制度

分娩機関が、1件あたり12,000円の保険料(掛金)を支払い、保険に加入する制度。分娩に関連して発症した(医師の過失の有無に関わらない)重度脳性麻痺児に対し補償金が支払われます。

脳性麻痺の原因分析および再発防止策を進め、産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

補償が行われるのは、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した(死産を含み、妊娠22週以降のものに限る)場合のみです。



出産費の窓口負担を軽減するには(出産費の直接支払制度)

組合員の一時的な費用負担を軽くするために、分娩機関等で手続きをすると、組合員が立て替え払いすることなく、共済組合が分娩機関等へ出産費・家族出産費を直接支払うことができます。

出産費用が支給額を超えたときは、その差額を組合員が分娩機関等に支払います。

出産費用が支給額を下回ったときは、当共済組合への請求により、組合員に差額が支給されます。

※ 出産件数の少ない医療機関では、直接支払制度でなく「受取代理制度」を導入している場合があります。

交通事故等(第三者行為)のケース

交通事故などがあったときは、被害者が不利な立場にならないために、勝手に示談をせずにまずは当共済組合へ連絡を！

交通事故等、第三者の行為によってけがをし、治療を受けた場合、その治療費用等は加害者が負担することになるため、原則組合員証・被扶養者証は使えません。

しかし、当共済組合への届出をすることによって、使用することができます。

なお、公務上および通勤途上における事故等については、組合員証等は、使用できませんので、ご注意ください。



届出に必要な書類

- 「損害賠償申告書」
- 「事故発生状況報告書」
- 「念書兼同意書」
- 交通事故証明 等

組合員証・被扶養者証を使用する場合の届出は地方公務員等共済組合法施行規程第103条により義務付けられています。

示談は慎重に 当共済組合に相談してください

交通事故などによるけがの治療を組合員証・被扶養者証で受ける場合には、その原因や状況等をすみやかに当共済組合に連絡してください。後日、当共済組合が加害者に対して、診療費のうち給付に要した費用を請求することになるためです。

当共済組合は一時的に立て替えた費用を、被害者である組合員(または被扶養者)に代わって請求する権利を取得することになります(代位請求権)。

しかし、もし被害者が加害者と不利な示談をしてしまうと、当共済組合は加害者に対するこれらの請求ができなくなってしまい、被害者がその費用の全額を負担しなければならなくなります。

そのため示談については、必ず当共済組合と相談してから進めるようにしてください。

※症状が固定したときは、必ず当共済組合へご連絡ください。



死亡したとき

埋葬費用として「埋葬料」が請求できます。

組合員やその被扶養者が死亡したときは、埋葬料(被扶養者の場合は家族埋葬料)が支給されます(組合員の場合、公務外の原因による死亡に限ります)。

なお、被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った人に対して、埋葬料の範囲内で実費を支給します。

支給額

■組合員
埋葬料

■被扶養者
家族埋葬料

支給額 = 1件につき50,000円

請求に必要な書類

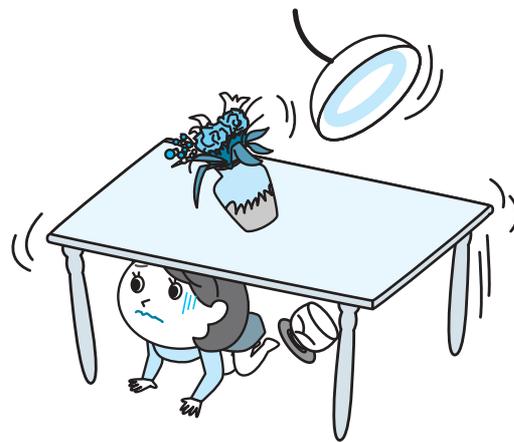
- 「埋葬料・家族埋葬料請求書」
- 埋葬許可証または火葬許可証の写し、死亡診断書、住民票の除票または戸籍抄本等、死亡が確認できる書類のいずれか

*被扶養者ではない人が埋葬料を請求する場合には、埋葬に要した費用を証明する書類が必要。

災害にあったとき

「弔慰金」や「災害見舞金」が請求できます。

地震や火災、水害等の非常災害によって、組合員や被扶養者が死亡したり、住居・家財に損害を受けたときは、弔慰金や見舞金が支給されます。



災害による死亡の場合…弔慰金、家族弔慰金

天災その他の非常災害によって死亡したときは、弔慰金(被扶養者の場合は家族弔慰金)が支給されます。ここでいう「非常災害」とは、主に天災をさしますが、列車の脱線や航空機の墜落等の“予測し難い事故”も含まれます。

なお、弔慰金が支給される場合でも、埋葬料は支給されます。

支給額

■組合員
弔慰金

標準報酬の月額×1か月分

■被扶養者
家族弔慰金

標準報酬の月額 × $\frac{70}{100}$

請求に必要な書類

- 「弔慰金・家族弔慰金請求書」
(死亡状況等にかかる市区町村長または警察署長の証明を受けたもの)
- その他、当共済組合が必要と認める書類

*弔慰金請求書には遺族の順位を証明する書類が必要。



災害によって住居等に損害を受けた場合…災害見舞金

組合員が非常災害(盗難は除く)によって住居や家財に損害を受けた場合に、災害見舞金が支給されます。その額は、住居と家財について別々に算定しますが、合算して標準報酬の月額額の3か月分が上限となります。なお、同一世帯に組合員が2人以上いる場合は、それぞれに支給されます。

組合員とその被扶養者が別居している場合、被扶養者の住居または家財は組合員の住居または家財の一部として取り扱われます。

損害の程度		支給額
住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき(同程度の損害を受けたときを含む)。		標準報酬月額額の3か月分
住居および家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき(同程度の損害を受けたときを含む)。		標準報酬月額額の2か月分
住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき(同程度の損害を受けたときを含む)。		
住居および家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき(同程度の損害を受けたときを含む)。		標準報酬月額額の1か月分
住居または家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき(同程度の損害を受けたときを含む)。		
住居または家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき(同程度の損害を受けたときを含む)。		標準報酬月額額の0.5か月分
浸水により平屋建の家屋(家財を含む)が損害を受けたとき(その損害の程度の認定が困難な場合に限る)。	床上120cm以上	標準報酬月額額の1か月分
	床上30cm以上	標準報酬月額額の0.5か月分

「住居」と「家財」について

「住居」とは、組合員が実際に生活の場としている建物のことで、それが自宅であっても、公務員宿舎であっても、借間であってもかまいません。

「家財」とは、家具、調度品、衣服など住居以外の日常生活上必要な一切の財産のことです。不動産や現金、有価証券などは含まれません。

請求に必要な書類

「災害見舞金請求書」・「災害見舞金り災状況報告書」・り災証明書・住民票・り災前の家屋の評価証明書・その他当共済組合が必要と認める書類

災害見舞品費

災害見舞金が標準報酬の月額額の2か月分以上支給される場合、生活必需品購入費用として50,000円が支給されます。また、災害救助法が適用された災害については、2か月未満の支給であっても30,000円が支給されます。

退職後も給付が受けられるケース

組合員でなくなっても、給付が受けられる場合があります。

1年以上組合員であった人で、当共済組合からの給付を受給中に退職したり、退職後まもなく出産または死亡したようなときには、在職中と同様の給付(附加給付を除く)が受けられる場合があります。

なお、いずれの場合も、他の共済組合の組合員や健康保険などの被保険者になったときは、その日以後の給付については支給されません。

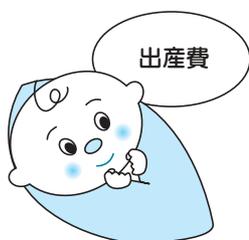


手当金を受給中に退職したとき

傷病手当金・出産手当金

退職時に傷病手当金(出産手当金の場合も同様)の支給を受けていた場合は、支給されることになっている残りの期間について退職後も引き続き支給されます。

なお、障害厚生年金や老齢厚生年金等が支給される場合には、その額が傷病手当金より少ない場合に限り、差額分が支給されます。



退職後に出産したとき

出産費

組合員が退職後6か月以内に出産したときは、出産費が支給されます。



退職後に死亡したとき

埋葬料

組合員が退職後3か月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

公費負担となるケース

自己負担が不要になる場合もあります。

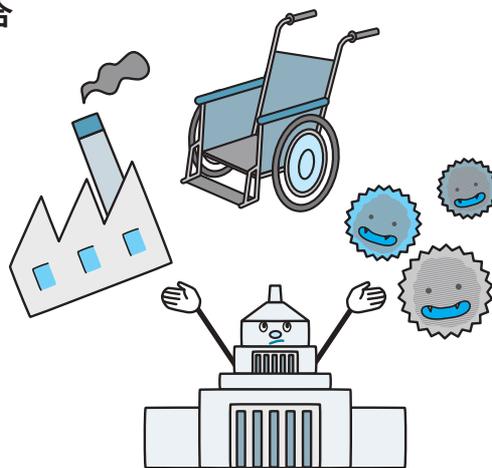
共済組合等のような医療保険(短期給付)に加入していれば、公務外の病気やけがは組合員証・被扶養者証によって、一部の自己負担で診療を受けることができます。しかし、病気等の種類やその原因によっては、国や地方公共団体が医療費を負担するケースもあります。



国の医療費助成

- 戦傷病者や原爆被爆者に対する医療のように国家補償的意味を持つ場合
- 感染症等社会防衛的意味を持つ場合
- 身体障がい者への医療のような社会福祉的意味を持つ場合
- 企業活動に基づく公害病
- 難病の治療、研究を目的とする場合 など

このような医療費助成制度は、適用される法律によって、それぞれ制度やしくみが異なり、受けられる条件等も違ってきます。詳しいことは、受診の際に医師にご相談ください。



各自治体独自の医療費助成

医療費助成制度に関しては、国の制度のほかにも都道府県・市区町村等自治体の負担による医療給付も数多く行われています。主なものとしては、乳幼児等の医療費の助成、心身障がい者の医療費の助成等があります。助成内容等は、市区町村により異なりますので、詳細はお住まいの自治体担当窓口にお問い合わせください。

医療費助成制度の医療証をお持ちの方はご連絡ください

お住まいの市町村が発行する次の医療証をお持ちの方は、当共済組合にご連絡ください。

- 乳幼児医療費助成制度(こども医療費助成制度)
- 重度障がい者医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 老人医療費助成制度(一部負担金相当額等一部助成制度)
- その他、各市町村で実施している医療費助成制度



大阪府・兵庫県・和歌山県・滋賀県にお住まいの方は医療費助成制度に該当している場合、レセプト(診療報酬明細書)に記載されるようになっていきますので、当共済組合へのご連絡は不要です。

奈良県にお住まいの方についても、当共済組合へのご連絡は不要ですが、高額療養費が発生する場合は、お住まいの自治体からも重複して支給される場合がありますので、その際は、お住まいの自治体とご調整ください。

どうして共済組合に連絡しなくてはいけないの？

当共済組合では、組合員や被扶養者が医療機関等を受診した際の窓口負担額が一定額を超えた場合、「高額療養費」や「附加給付」として給付金を支払っています。

給付金の額は、医療機関等からの請求明細書(レセプトといいます)に基づき算定していますが、レセプトには一部を除き、医療費助成の適用を受けているかどうかの記載がありません。このため、実際に支払った窓口負担額が、保険の基準どおりの金額なのか、医療費助成の適用を受けて軽減された金額なのかが当共済組合で判断できなくなっています。

医療費助成を受けている方からの連絡がない場合、保険の基準どおりの金額を窓口負担しているとみなして給付金を算定せざるを得ず、結果として、支払う必要のない方にも給付金を支払ってしまうことになります。

過剰にお支払いした給付金は、後ほど返還していただくことになります。誤った給付を防ぐため、医療費助成を受けている方は必ず当共済組合にご連絡ください。

どうやって共済組合に連絡したらいいの？

「医療費助成制度の医療証」のコピーをとり、その余白に組合員の職員番号と氏名と昼間の連絡先電話番号を記入して、当共済組合に送付してください。

また、医療証の内容に変更があった場合や、引越し等でお住まいの市町村が変わられた場合も、その都度、当共済組合にご連絡ください。

医療費助成制度の情報を登録させていただいた方には、医療証の期限が切れる時期に、当共済組合から医療証の更新状況について照会文書を送付しますので、ご回答いただきますようお願いします。

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

長期給付事業

退職後はもちろん、障害・死亡時にも年金や一時金の給付を行って、安心できる暮らしを支えます。

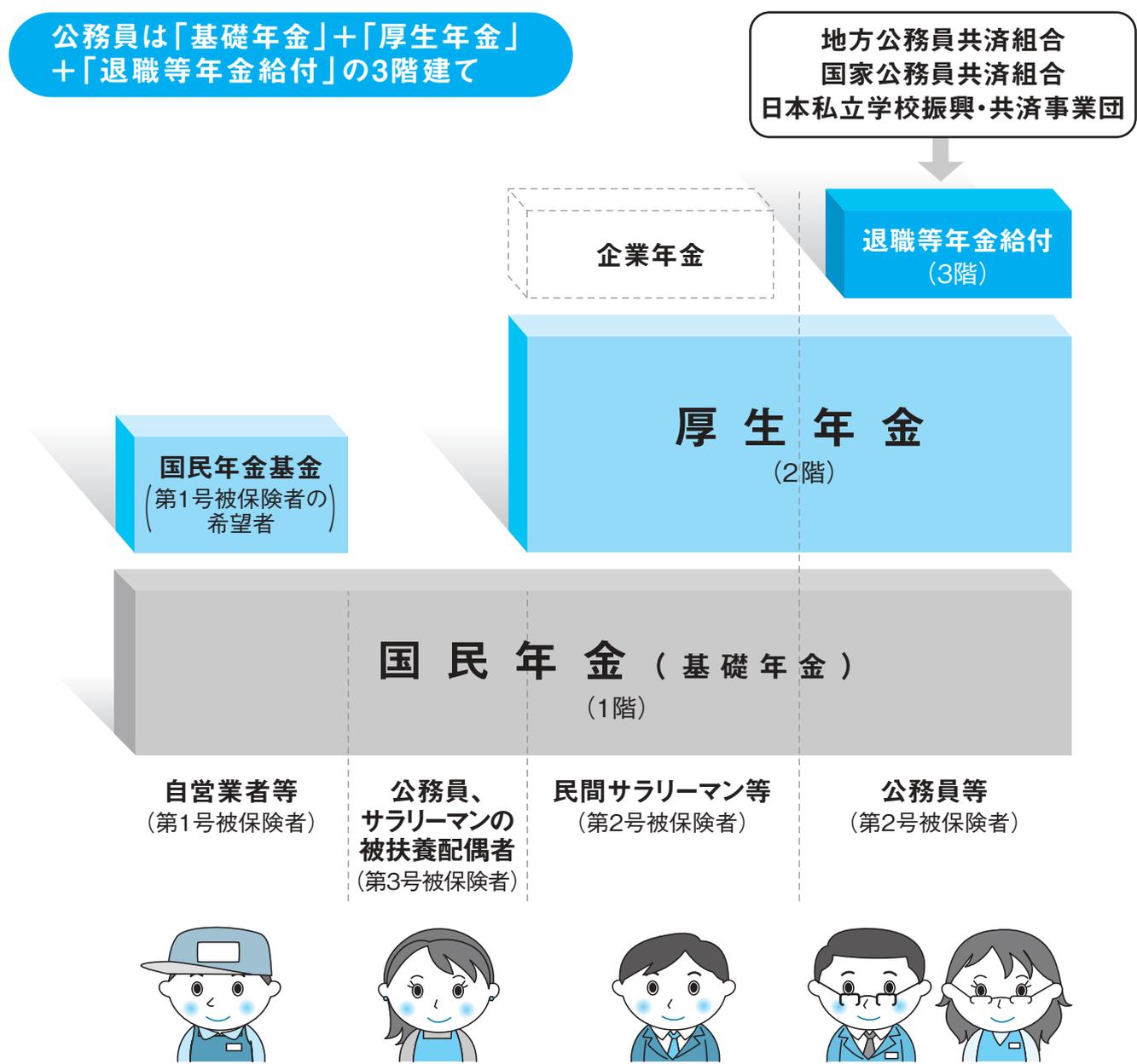
共済組合の「組合員」は、同時に厚生年金の「被保険者」でもあります。よって、この章に記載される「被保険者」とは、組合員本人を指します。

公的年金制度のしくみ

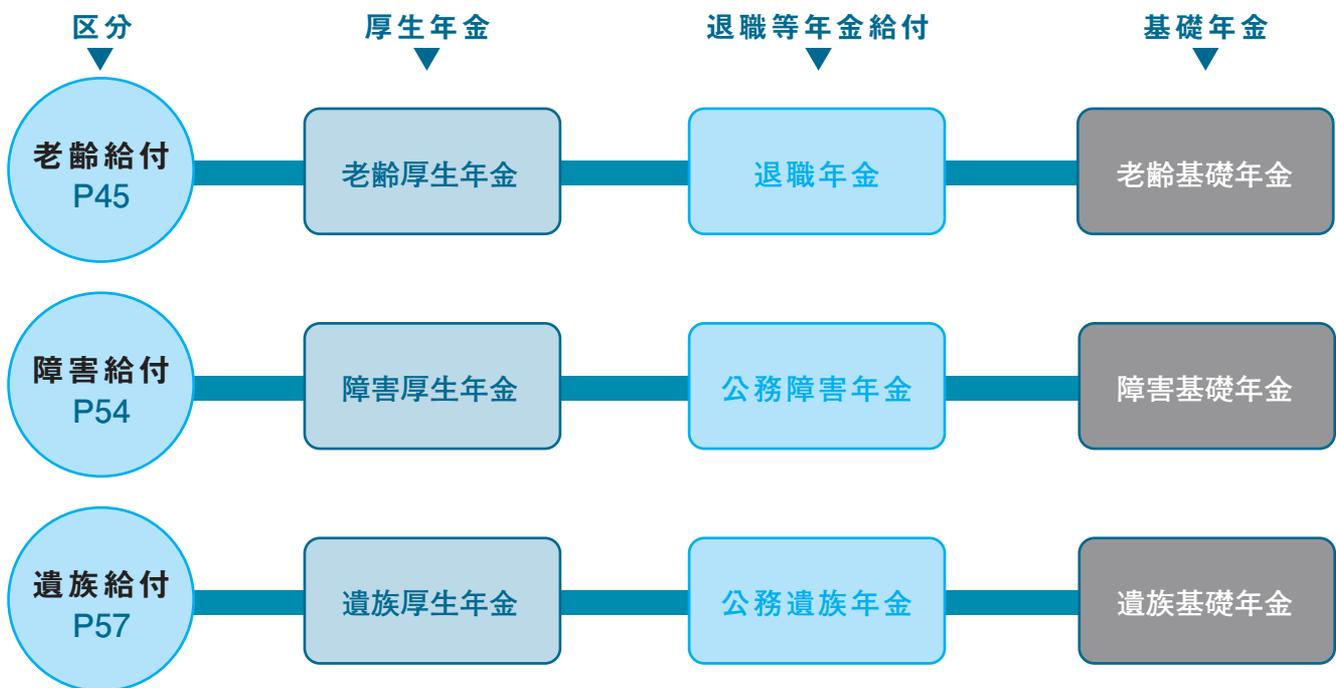
わが国の公的年金制度は、昭和36年に国民年金がスタートし、昭和61年4月に国民全員に基礎年金が支払われる現在の体制となりました。

そして、平成27年10月に被用者年金制度の一元化が実施され、私たち公務員もこれまでの共済年金から民間サラリーマン等と同様の「厚生年金」に加入することとなりました。

私たちは、国内に住む20～60歳未満のすべての人が加入する国民年金(基礎年金)をベースに、厚生年金(2階部分)と退職等年金給付(3階部分)にも加入しています。



長期給付の種類



国民年金（基礎年金）

加入する人

職業にかかわらず、学生も含めた20～60歳未満の国民全員が加入します。

国民年金の被保険者の種別

- 第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業者および学生等
- 第2号被保険者 共済組合の組合員や民間サラリーマン等
- 第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者

保険料

共済組合の組合員とその被扶養配偶者の国民年金保険料は、長期給付の掛金と負担金の中から支払われます。そのため、組合員や被扶養配偶者は自営業者等のように個別に国民年金保険料を負担する必要はありません。

国民年金の種別変更手続き

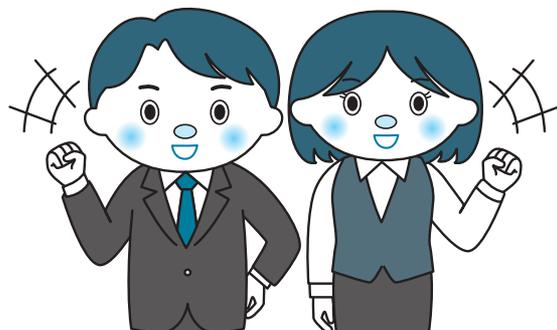
60歳以上		手続き不要
60歳未満	第1号被保険者	住所地の市町村役場の国民年金担当課にて本人が種別変更の届出
	第2号被保険者	新しい事業所にて自動的に加入するので手続き不要
	第3号被保険者	第2号被保険者の申告により事業主を経由し、年金事務所に届出

厚生年金

加入する人

公務員として常時働く人は、70歳になるまで、民間の会社に勤めている人と同じ厚生年金に加入します。

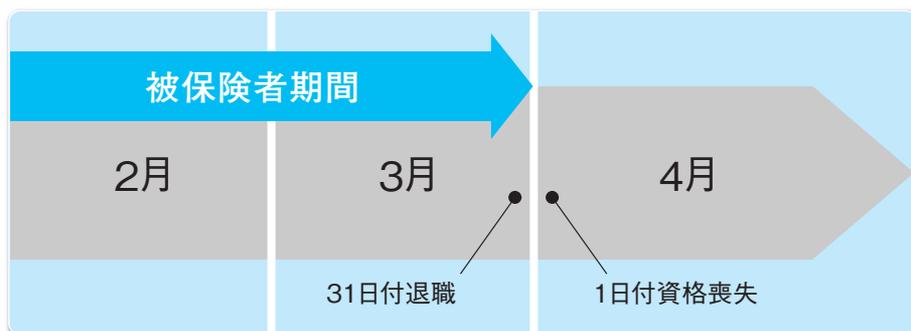
厚生年金の被保険者である期間は、同時に国民年金の「第2号被保険者」にもなります。ただし、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格のある人は、国民年金の被保険者とはなりません。



被保険者期間

年金や一時金を計算する際、「被保険者期間」が使われます。被保険者期間とは保険料徴収の対象となる期間であり、月を単位として計算されます。

被保険者となった月から被保険者の資格を失った日または70歳に到達する日の前日の属する月の前月までが被保険者期間となります。



保険料

保険料は、被保険者ごとの「標準報酬月額」および「標準期末手当等の額」に保険料率(→P16)を掛けて算出し、地方公共団体と組合員(被保険者)が折半負担します。

厚生年金においても、短期給付と同様、保険料や年金額の計算の基礎として標準報酬制を採用しています。ただし、等級区分と最高限度額は短期給付と異なり、8万8千円から65万円までの32等級となっています(→P15)。

標準報酬制では、期末手当等についても給料と同率で保険料が徴収されます。標準期末手当等の額は、期末手当等支払い額の1,000円未満を切り捨てた額ですが、150万円が上限となっており、それより多い額が支給されても「150万円」として標準期末手当等の額が決定されます。

また、年金額の計算においては、平成15年3月以前の「平均給料月額」、総報酬制が導入された平成15年4月以後の「平均給与月額」および被用者年金制度が一元化された平成27年10月以後の「平均標準報酬額」を別々に計算して合算することとなります。

●年金額の改定

■原則的な改定

年金額は、毎年度、受給権者の年齢により次のような方法で改定されます。

① 68歳到達前の人

賃金変動率に応じて改定

② 68歳到達年度以降の人

物価変動率に応じて改定

(賃金変動率が物価変動率を下回る場合は賃金変動率に応じて改定)

■マクロ経済スライドによる改定

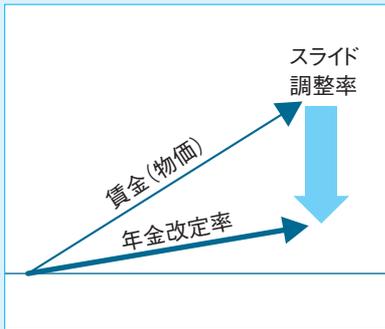
上記のように、年金額は賃金や物価の変動に応じて改定されますが、年金財政の均衡を保つため、マクロ経済スライドにより給付額の調整が行われます。

調整の方法は、原則的な改定の方法に、「被保険者数の減少率」と「平均余命の伸び」を合わせた一定率を掛けて給付額を抑制するものです。

《調整の方法》

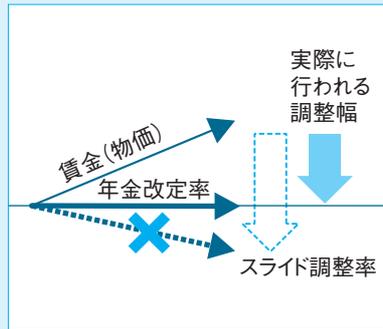
① 1人あたり賃金や物価が上昇した場合

…スライド調整を行います。



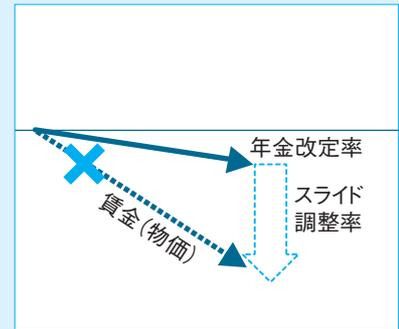
② 1人あたり賃金や物価の上昇がスライド調整率より小さい場合

…スライド調整を行います。年金改定率をマイナスにはしません。(年金額は前年度と同額になります)



③ 1人あたり賃金や物価が下落した場合

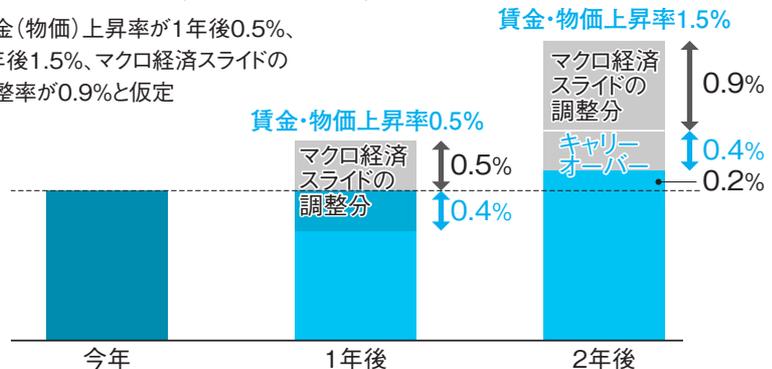
…スライド調整は行わず、原則的な改定を行います。



※「名目額」が前年度を下回ることのないようにしつつ、賃金・物価の範囲内で前年度までの未調整分の調整を行うしくみとなります。

■マクロ経済スライド(キャリーオーバー)

賃金(物価)上昇率が1年後0.5%、2年後1.5%、マクロ経済スライドの調整率が0.9%と仮定



退職等年金給付

退職等年金給付は、平成27年10月以降に組合員期間を有する組合員が年齢を問わず加入することとなります。退職等年金給付の保険料率は、労使あわせて1.5%を上限と定められていますが、令和4年4月1日時点では、法定で定められた上限の1.5%となっています。

退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」および一時金があります。

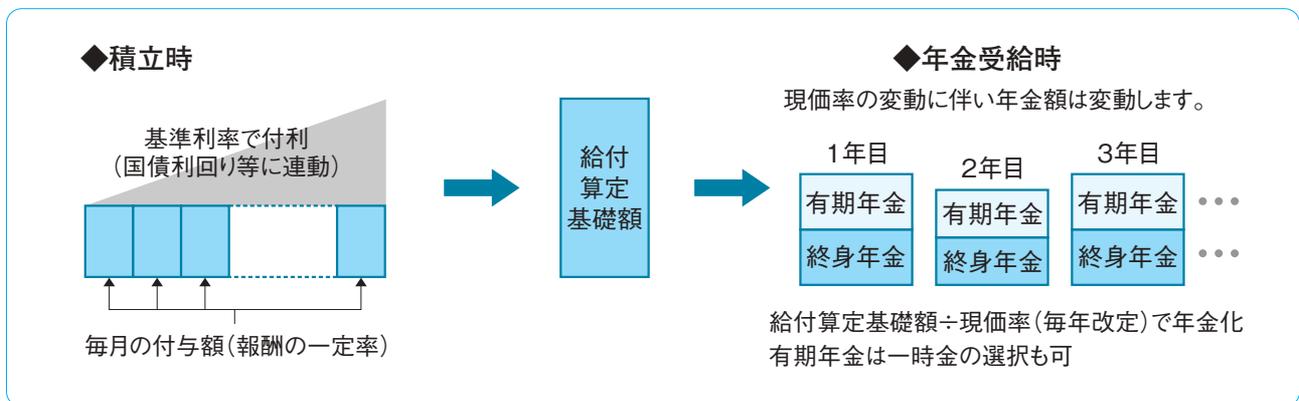
●退職等年金給付のしくみ

■財政運営と給付設計

財政運営は積立方式です。

給付設計はキャッシュバランス方式となっており、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を地方公務員共済組合連合会の定款で決めています。

※キャッシュバランス方式…年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金のかい離を抑制するしくみ。

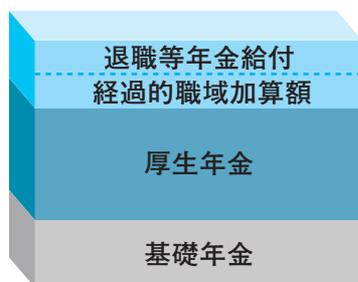


■旧職域部分の年金給付について

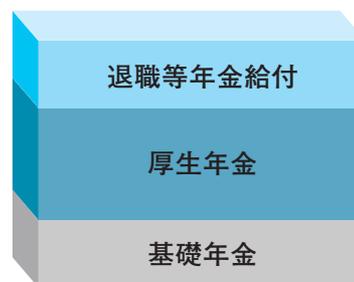
平成27年9月までの組合員期間については、「経過的職域加算額」として支給されます。

平成27年10月以降の組合員期間については、「退職等年金給付」として支給されます。

年金の給付のイメージ



平成27年9月以前から公務員で
平成27年10月31日以降に退職の方



平成27年10月1日以降に
公務員になった方

65歳になるまでの年金

公務員や会社に勤めている人は、厚生年金と同時に国民年金にも加入しており、将来、国民年金から「老齢基礎年金」、厚生年金から「老齢厚生年金」を受けることができます。

「老齢基礎年金」および「退職年金」の支給開始は65歳からです。「老齢厚生年金」も原則として65歳から支給開始ですが、厚生年金の被保険者期間が1年以上※ある人は、生年月日により、65歳到達前から経過措置としての「特別支給の老齢厚生年金」を受けられます。 ※平成27年9月までの公務員期間を含みます。

(注) ここでいう特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます(以下同じ)。

一般組合員

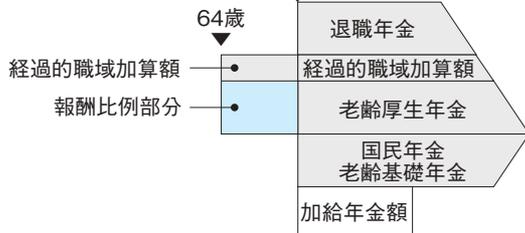
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ

年金支給は63歳からになります。 65歳



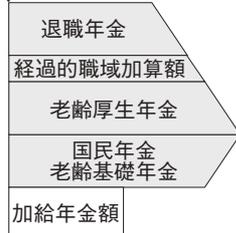
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ

年金支給は64歳からになります。 65歳



昭和36年4月2日以降生まれ

年金支給は65歳からになります。 65歳



特定消防組合員

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ

年金支給は61歳からになります。 65歳



昭和36年4月2日～昭和38年4月1日生まれ

年金支給は62歳からになります。 65歳



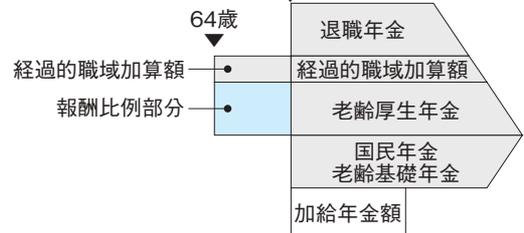
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日生まれ

年金支給は63歳からになります。 65歳



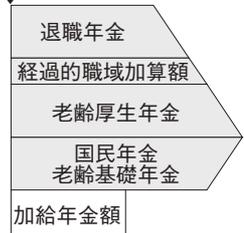
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日生まれ

年金支給は64歳からになります。 65歳



昭和42年4月2日以降生まれ

年金支給は65歳からになります。 65歳



受けられる額（令和4年度水準）

年金額は下記のとおり計算されます。

特別支給
(65歳到達前)の
老齢厚生年金

=

1 報酬比例部分

+

2 経過的職域
加算額 ※1

1 報酬比例部分

$$\begin{aligned} & \text{平成15年3月以前の期間分} \quad \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \\ & \quad + \\ & \text{平成15年4月以後の期間分} \quad \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \end{aligned}$$

+

2 経過的職域加算額

$$\begin{aligned} & \text{平成15年3月以前の期間分} \quad \text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \\ & \quad + \\ & \text{平成15年4月以後} \\ & \text{平成27年9月までの期間分} \quad \text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \end{aligned}$$

※1 被用者年金一元化により、職域年金相当部分が廃止されましたが、経過措置として平成27年9月までの組合員期間については、老齢厚生年金とは別に「経過的職域加算額」が支給されます。被保険者期間月数は平成27年9月までの公務員期間となります。なお、平成27年10月以降の組合員期間については「退職等年金給付」として支給されます（→P44）。

※2 被保険者期間が20年未満の方については、平成15年3月以前は0.713/1000、平成15年4月以後は0.548/1000となります。

特別支給の老齢厚生年金における長期加入者と障害者に対する支給開始年齢の特例

次のいずれかの要件に該当する場合には、特例部分が加算された特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

① 長期加入者の特例

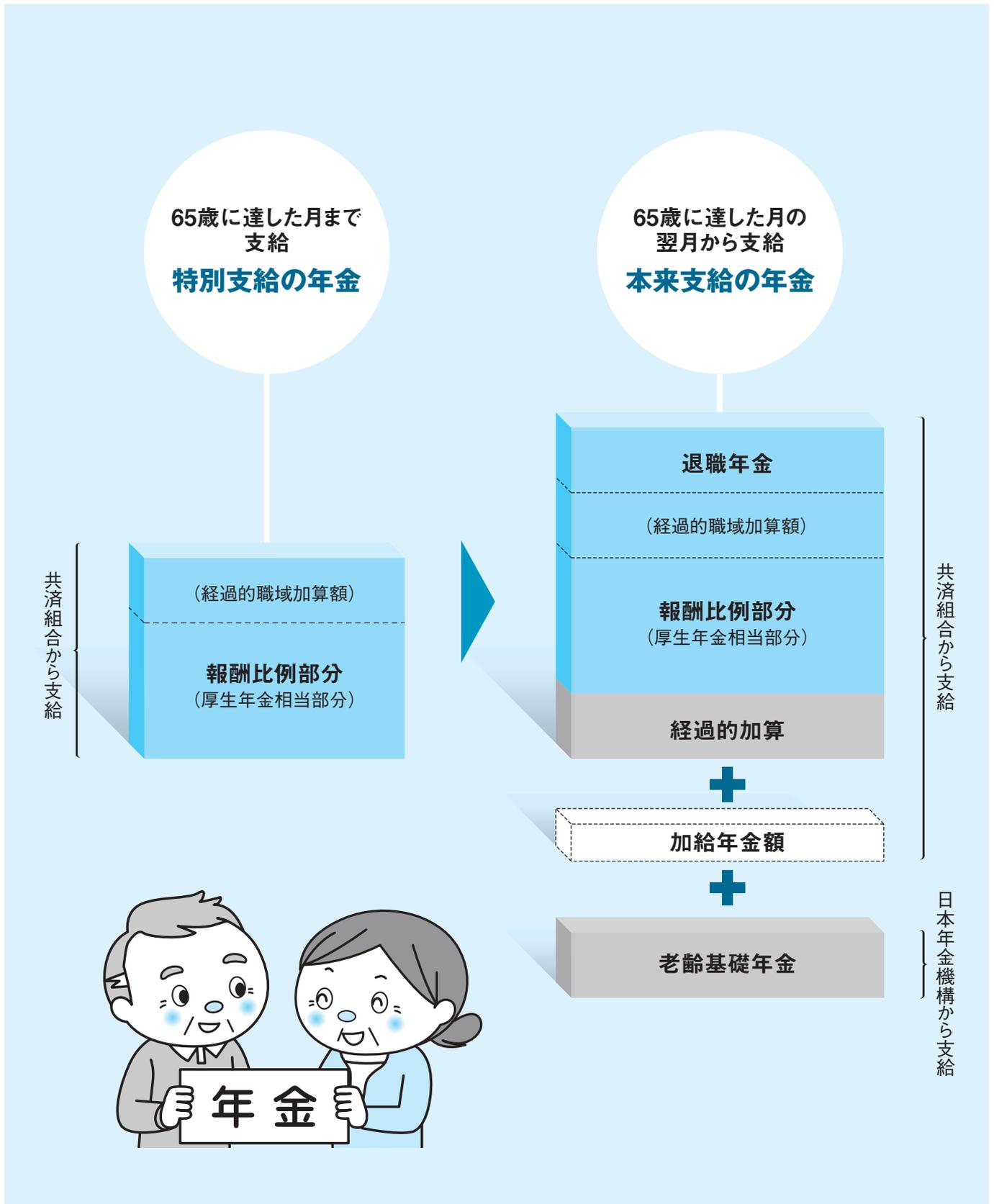
公務員期間が44年以上あり、厚生年金の被保険者でない人

② 障害者の特例

3級以上の障害等級に該当し、厚生年金の被保険者でない人が請求したとき

65歳から受けられる年金

65歳からは、生年月日にかかわらず、「老齢基礎年金」、「本来支給の老齢厚生年金」および「退職年金」を受けられます。



共済組合のしくみ

短期給付事業

長期給付事業

福祉事業

個人情報について

老齢厚生年金 および 経過的職域加算額

厚生年金の被保険者期間が1か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間である10年要件を満たしていれば、65歳から老齢基礎年金に上乗せした2階部分の給付として「本来支給の老齢厚生年金」が受けられます。

受けられる額（令和4年度水準）

年金額は、「特別支給の老齢厚生年金」（→P45）の報酬比例部分に加え加給年金額および経過的加算が支給されます。

加給年金額

厚生年金の被保険者期間が20年以上ある人は、65歳からその人の65歳未満の配偶者や18歳の年度末まで（1・2級の障害の状態にある場合は20歳未満）の子がいれば、「加給年金額」が加算されます。

年金受給者と生計を共にしていた方のうち、将来にわたって年収850万円未満であることが条件です。

ただし、配偶者の被保険者期間が20年以上の年金の受給権を有している場合、加給年金額は停止されます。

■加給年金額 (令和4年度水準)	配偶者	388,900円
	第1子・第2子	各223,800円
	第3子以降の子	各74,600円



経過的加算

老齢基礎年金の額に反映されない厚生年金の被保険者期間（20～60歳の期間外の期間）で算定した金額です。

支給の繰上げと繰下げ

老齢厚生年金は、60歳から65歳になるまでの希望するときに繰上げて受け取ることもできます。ただし、繰上げた月数に0.4%を掛けた額が一生涯減額されます。

一方、66歳以降75歳になるまでの希望するときに繰下げて受け取ることもできます。この場合は、繰下げた月数に0.7%を掛けた額が、一生涯増額して支給されます。なお、老齢基礎年金も同時に繰上げや繰下げることになるケースもありますので、ご注意ください。

老齢基礎年金

原則 10 年以上加入で 65 歳から支給

老齢基礎年金は、65歳に達したときから支給されますが、原則として10年以上の受給資格期間を満たす必要があります。

「受給資格期間」とは、老齢基礎年金を受けるための資格をみる期間のことで、国民年金の保険料納付済期間（任意加入で納めた期間を含む）と免除期間を合わせたものです。共済組合の組合員期間や厚生年金の被保険者期間もこの保険料納付済期間になります。

また、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」を受けた期間など10年要件には算入されるものの、実際の老齢基礎年金額には反映されない期間（「カラ期間」という）として、合算することができます。

受けられる額（令和4年度水準）

満額で777,800円です。

これは、20歳から60歳になるまでの40年間、すべて保険料を納めた場合に支給される額です。保険料納付済期間が40年に足りない場合は、不足期間に応じて減額されます。

支給の繰上げと繰下げ

老齢基礎年金も、老齢厚生年金同様、繰上げ、または繰下げて受け取ることができます。

増額・減額率は、老齢厚生年金と同じです（→P48）。なお、他の年金と同時に繰上げ・繰下げることになるケースがありますのでご注意ください。



退職年金

退職年金では、一人ひとりに仮定の個人口座を設定し、毎月、付与額(標準報酬に付与率^{※1}を乗じて計算される)および利子(基準利率^{※2}を用いて計算される)を積み立てていきます。この積み立てられた残高が給付算定基礎額となり、将来受給する年金の原資となります(→P44)。

なお、受給時には原資である給付算定基礎額に年金現価率^{※3}による調整が行われて年金額が計算されます。

※1 付与率 …………… 地方公務員共済組合連合会の定款により、「組合員であった方およびその遺族の生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること」を勘案して定められています。

※2 基準利率 …………… 国債の利回りや退職等年金給付積立金の運用状況等を勘案し、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。毎年10月に改定され、その年の10月から翌年の9月まで適用されます。

※3 年金現価率 …… 原資である給付算定基礎額を年金として延払いするための調整率であり、基準利率や死亡率等を勘案し、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。毎年10月に改定され、その年の10月から翌年の9月まで適用されます。

支給要件

次のいずれも満たしているときに支給されます。

- 1年以上の引き続き組合員期間があること
- 65歳以上であること
- 公務員を退職していること

※60歳から繰上げることも、75歳まで繰下げることもできます。

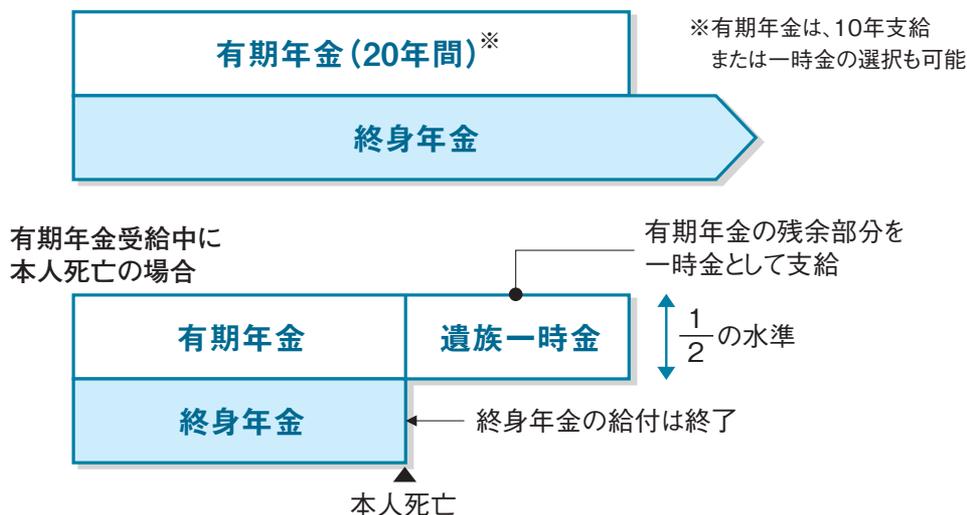


支給形態

- 50%は有期退職年金、50%は終身退職年金
- 有期年金は、10年または20年、一時金の中から選択
- 本人死亡の場合、終身退職年金は終了
有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給

退職等年金給付のイメージ

◆退職年金



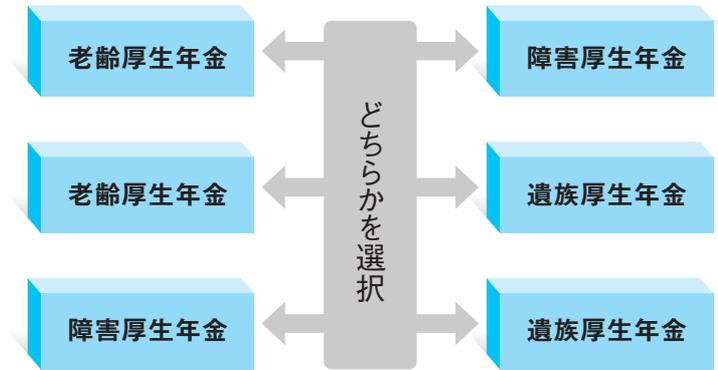
2つ以上の年金を受ける権利ができたとき

年金の併給調整

年金制度において、2つ以上の年金を受ける権利を同一の人が取得する場合があります。この場合は、1つの年金を選択(この選択は、将来に向かっていつでも変更することができます)し、他の年金は支給停止されます。これを「併給調整」といいます。

ただし、次の1~3のように複数の年金を受けられる場合があります。

●併給調整となる例



1 併給調整の例外

老齢厚生年金と老齢基礎年金や同一の給付事由に基づく障害給付・遺族給付などは、2つ以上の年金を同時に受けられます。

●併給となる例



2 65歳からの併給調整の特例

65歳からは、下図の組み合わせのように、2つ以上の年金を同時に受けられます。

●供給できる例



3 遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整

遺族厚生年金の受給者が65歳に達したとき、老齢厚生年金の受給権もある場合は、まず先に老齢厚生年金を受給し、遺族厚生年金と老齢厚生年金の金額を比較して、遺族厚生年金の金額の方が高い場合にのみ、その差額を遺族厚生年金として受けられます。

働きながら受けられる年金

老齢厚生年金の受給者が厚生年金の被保険者や国会、地方議会の議員になっているときは、「老齢厚生年金」が一定の基準により減額されます。これを「在職老齢年金」といいます。

減額される年金額は、年金月額※1と総報酬月額相当額※2に応じて決定され、全額支給停止になることもあります。退職共済年金(経過的職域加算額)は公務員として被保険者になっているときは全額停止、それ以外は全額支給されます。

※1「年金月額」=加給年金額を除いた老齢厚生年金の額÷12

※2「総報酬月額相当額」=その月の標準報酬月額(給与)+その月以前1年間に支払われた標準賞与額(賞与)の合計額÷12

在職老齢年金

- ① 年金月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下のとき → 全額受けられます
- ② 年金月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超えるとき → 減額されます

$$\text{支給停止額} = \frac{\text{総報酬月額相当額} + \text{年金月額} - 47\text{万円}}{2} \times 12\text{月}$$

受けられる額(令和4年度水準)

- ① 総報酬月額相当額と老齢厚生年金月額の合計が47万円に達するまでは支給調整を行わず、満額の年金が受けられます。
- ② 上記の合計額が47万円を超えるときは、超えた額の半額が、老齢厚生年金から減額されます。
- ③ 加給年金は老齢厚生年金の支給がある場合、全額支給されます。
- ④ 老齢厚生年金が全額支給停止になることもありますが、その場合であっても老齢基礎年金は調整の対象とならず、全額受けられます。

※70歳以上で在職中の人も、在職老齢年金のしくみが適用されますが、70歳以上の人は、保険料の負担はありません。



■年金額の退職時改定

老齢厚生年金決定後の被保険者期間は、まだ年金額に反映されていません。その人が退職し、そのまま厚生年金の被保険者になることなく1か月を経過したときに、被保険者の資格を喪失した日(退職日の翌日)の前月までの期間を基礎として年金額が再計算され、支給されることになります。

■在職定時改定

65歳以上の者については、基準日(9月1日)に被保険者である場合は、毎年1回、10月分から年金額の改定を行います。

■雇用保険との給付調整

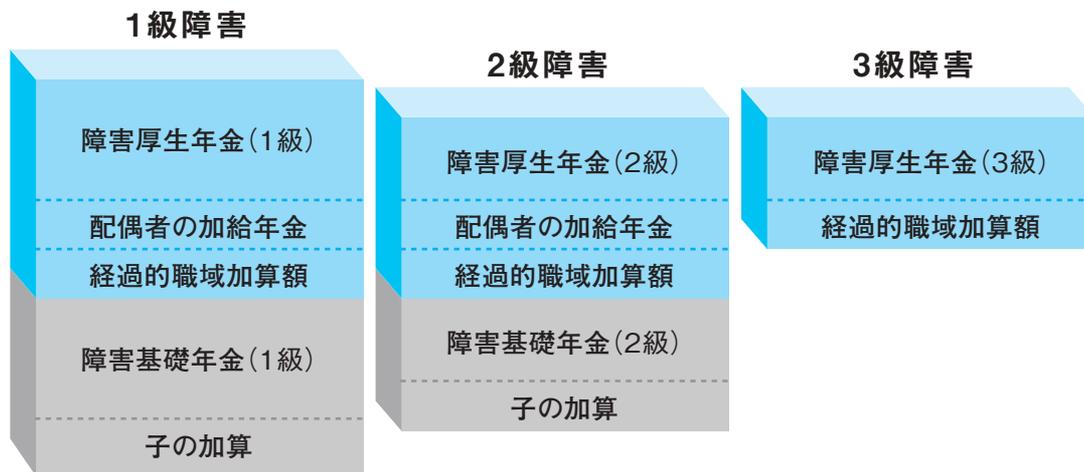
65歳未満で老齢厚生年金を受けられる人が、雇用保険法による失業給付(基本手当)を受けている間は、老齢厚生年金は全額支給停止となります。

また、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けている間は、在職老齢年金の調整に加え、最大で標準報酬の月額6%に相当する額が支給停止となります。



障害の状態になったときの年金

厚生年金に加入している人が病気やけがで障害が残り、1級または2級の状態に該当したときは、国民年金から「障害基礎年金」が受けられ、2階部分の年金として「障害厚生年金」が上乗せ支給されます。また、厚生年金には3級の障害厚生年金と、それより軽い障害を対象とした「障害手当金」という一時金があります。加えて、公務時で障害の状態になったときは「公務障害年金」も受けられます。



障害厚生年金

次の3要件をすべて満たしている場合に支給されます。

- ① 初診日要件** …… 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- ② 障害認定要件** …… 障害の状態が、障害等級の1級から3級のいずれかに該当していること。
- ③ 保険料納付要件** …… 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - (2) 初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

受けられる額

障害等級に応じ、年額で次のとおり定められています。

年 金 額 (令和4年度水準)		
1 級 障 害	平成15年3月までの期間分 $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$	+
	平成15年4月からの期間分 $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$	
		加給年金
2 級 障 害	平成15年3月までの期間分 $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.00$	+
	平成15年4月からの期間分 $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.00$	
		加給年金
3 級 障 害	平成15年3月までの期間分 $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.00$	+
	平成15年4月からの期間分 $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.00$	
		最低保証額 583,400円

※被保険者期間月数が300月(25年)未満の場合には300月とみなして計算されます。

※配偶者の加給年金は、受給者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるとき223,800円となります。

経過的職域加算額（障害）

一元化後の経過措置として支給

平成27年9月30日までに初診日がある障害について、平成27年10月1日以降に受給権が発生したときには、平成27年9月まで、もしくはそれ以前の障害認定日までの組合員期間に応じて、引き続き経過的職域加算額が支給されます。

経過的職域加算額（障害）

1級障害	平成15年3月までの期間分	+	平成15年4月からの期間分
	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$		$\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.25$
2級障害 3級障害	平成15年3月までの期間分	+	平成15年4月からの期間分
	$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.425}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.00$		$\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.096}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times 1.00$

※被保険者期間月数が300月(25年)未満の場合には300月とみなして計算されます。

障害基礎年金

年金を受けるための3要件は「障害厚生年金」とほぼ同様ですが、障害等級が3級の場合は「障害基礎年金」は支給されません。

受けられる額（令和4年度水準）

障害等級に応じ、年額で次のとおり定められています。

1級 972,250円 2級 777,800円

また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持している18歳の年度末まで(1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満)の未婚の子があるときは、次の額が加算されます。

第1子・第2子 各223,800円 第3子以降の子 各74,600円

障害手当金

3級より軽い障害が残ったとき

厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り(症状固定を含む)、3級より軽い障害が残ったときに、一時金として支給されます。

給付を受けるために必要な保険料納付要件については、年金と同じです。

受けられる額(令和4年度水準)

障害厚生年金額(3級) × 2 (最低保障額1,166,800円)

【障害等級の目安】

- 1級 介護を受けなければ日常生活を営むことができない程度の障害。
- 2級 日常生活に大きな制限を受け、労働による収入は得られない程度の障害。
- 3級 仕事をするのに著しい制限を受ける程度の障害。
- 手当金 治癒後の障害が、3級よりは軽い、仕事をするのに支障がある程度のもの。



公務障害年金

支給要件

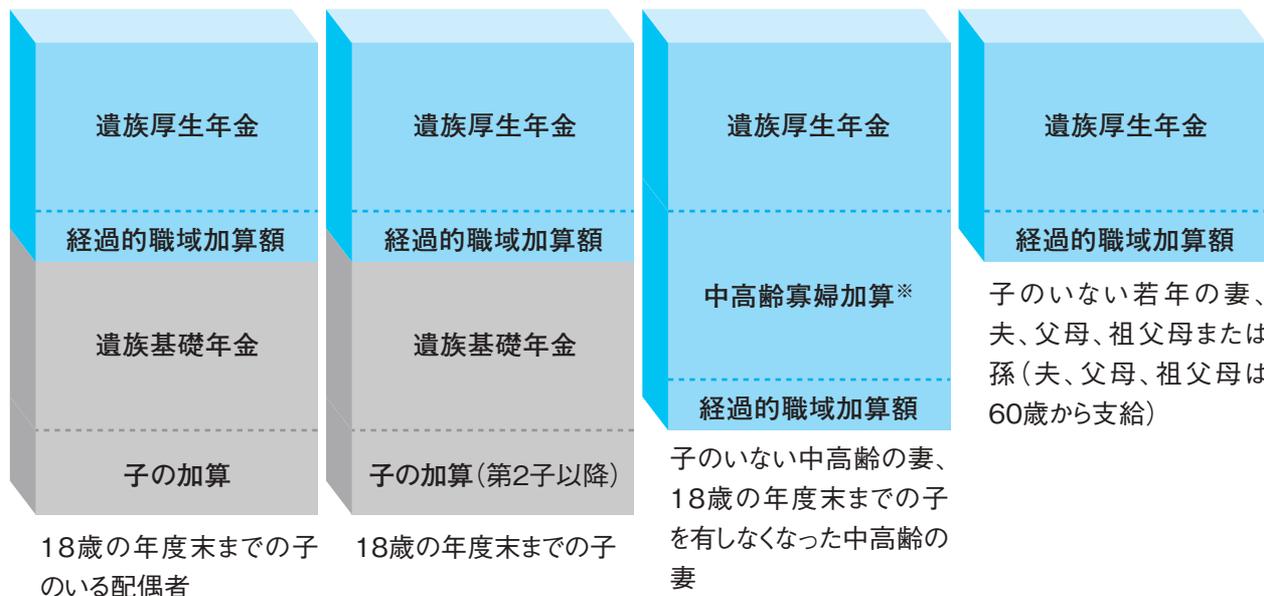
公務上の事由による病気やけがにより、初めて医師の診断を受けた日において組合員であった方が、障害等級1級～3級に該当する程度になったときに支給されます。

なお、初診日は平成27年10月1日以後の加入期間中に限ります。

※通勤途中で起きた事故(通勤災害)は、公務障害年金にはなりません。

死亡したときの年金

厚生年金に加入している人や老齢厚生年金を受けている人が万一死亡したとき、その生計を維持されている一定の遺族がいる場合には、遺族基礎年金や遺族厚生年金が受けられます。
また、公務時で死亡したときは、公務遺族年金も受けられます。



※中高齢寡婦加算の詳細はP59に記載しています。

遺族厚生年金

年金を受けるための要件

- ①死亡日において、在職中(厚生年金の被保険者)であること。または、在職中に初診日のある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ②1級または2級の障害年金を受けている人が死亡したとき。
- ③原則として25年以上の受給資格期間を有する老齢厚生(退職共済)年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。

【保険料納付要件】

上記①の場合には、遺族基礎年金と同じ「保険料納付要件」を満たしていることが条件です。



遺族の範囲と順位

遺族厚生年金を受けることができる遺族の範囲および順位は、次のとおりです。

- ①妻、または55歳以上(支給は60歳*から)の夫、18歳の年度末までの未婚の子
(1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満。③も同じ)

*夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合を除く。

- ②55歳以上(支給は60歳から)の父母
③18歳の年度末までの未婚の孫
④55歳以上(支給は60歳から)の祖父母

※最先順位者が失権しても、②以降の次順位の人に転給されることはありません。

受けられる額

遺族厚生年金の額は、報酬比例部分の老齢厚生年金の額の4分の3に該当する額です(令和4年度水準)。

平成15年3月までの期間分

平成15年4月からの期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4}$$

+

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間月数} \times \frac{3}{4}$$

※被保険者期間が300月(25年)未満の場合には、300月とみなして計算することができます。

●30歳未満の、子のいない妻の遺族厚生年金

夫が死亡したとき遺族年金の対象となる子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の給付期間は5年間です。



経過的職域加算額（遺族）

一元化後の経過措置として支給

平成27年9月30日までの組合員期間がある人が平成27年10月1日以降に亡くなった場合は、平成27年9月までの組合員期間に応じて、引き続き経過的職域加算額が支給されます。

経過的職域加算額（遺族）

期間 20年 以上	平成15年3月までの期間分	+	平成15年4月からの期間分
	平均標準報酬月額 × $\frac{1.425}{1000}$ × 被保険者期間月数 × $\frac{3}{4}$		平均標準報酬額 × $\frac{1.096}{1000}$ × 被保険者期間月数 × $\frac{3}{4}$
期間 20年 未満	平成15年3月までの期間分	+	平成15年4月からの期間分
	平均標準報酬月額 × $\frac{0.713}{1000}$ × 被保険者期間月数 × $\frac{3}{4}$		平均標準報酬額 × $\frac{0.548}{1000}$ × 被保険者期間月数 × $\frac{3}{4}$

※被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算することができます。

●中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算(令和4年度水準)

夫が死亡したとき子のいない40歳以上の中高齢の妻(夫の死亡当時18歳の年度末まで〈1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満〉の子を有していたが、その子が18歳〈同20歳〉に達したため遺族基礎年金が支給されなくなったときに40歳以上である妻を含む)には、40歳から65歳になるまでの間、遺族厚生年金に583,400円が加算されます。

さらに、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、65歳となってからも遺族厚生年金に経過的寡婦加算額(583,400円～19,495円)が加算されます。



遺族基礎年金

年金を受けるための要件

- ①死亡日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満で国内に住んでいること。
- ②老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしていること。

【保険料納付要件】

上記①の場合には、次の「保険料納付要件」を満たしていることが条件です。

死亡日の属する月の前々月までに、保険料の未納が全期間の3分の1未満であること。ただし、令和8年3月までは、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に未納がなければよいことになっています。

※保険料納付要件は死亡日の前日において判断するため、死亡日当日以降に納付しても無効となります。

※死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間がないときの取り扱いも、障害の場合と同様です。

遺族基礎年金の対象となる遺族

- ①死亡した人の配偶者で、②の要件に該当する子と生計を同じくしている人
- ②死亡した人の子で、18歳の年度末まで(1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満)の人

受けられる額(令和4年度水準)

遺族基礎年金の基本額は777,800円で、これに下記の「子の加算」がつきます。

第1子・第2子	各223,800円
第3子以降の子	各74,600円

※対象となる配偶者はなく、子だけに支給されるときは、第1子分として基本額の777,800円、第2子には223,800円、第3子以降は各74,600円が支給され、合計額を人数で割った金額が、1人分の受給額となります。

公務遺族年金

支給要件

次のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

- ①組合員が、公務上の事由による病気やけがで死亡したとき
- ②組合員であった人が、組合員であった間に初診日がある公務による病気やけがで、初診日から5年を経過する日より前に死亡したとき
- ③障害等級が1級または2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やけがで死亡したとき など

※通勤途中で起きた事故(通勤災害)は、公務障害年金にはなりません。

その他の年金制度

養育特例制度

①概要

3歳未満の子を養育している組合員が、産休または育休明けの勤務時間を短縮等したことにより、給与が低下した場合で、標準報酬月額が、従前標準報酬月額(当該子を養育することとなった日の属する月の前月(基準月)の標準報酬月額)よりも下がった場合に、申出により、従前標準報酬月額を年金額の算定に適用する制度です。

②養育特例を受けることができる期間

3歳未満の子を養育することとなった日の属する月から次の①～⑤のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までです。

- ①子が3歳に達したとき
- ②組合員が死亡したとき、または退職したとき
- ③他の3歳未満の子を養育することとなったとき
- ④子が死亡したとき、または組合員が子を養育しないこととなったとき
- ⑤組合員が育児休業、産前産後休業による掛金の免除を受けることとなったとき

「養育特例」を希望するときは、本人が所属所共済事務担当課を経由して、共済組合に申出を行ってください。

離婚時の年金の分割制度

①合意分割

離婚等が成立した場合に、両当事者の合意により、婚姻期間中の夫婦の標準報酬の総額を合算した額の2分の1を限度に分割できます。当事者間の合意が得られないときには、裁判所の決定を待つことになります。

②3号分割

「国民年金の第2号被保険者である厚生年金の被保険者が負担した保険料は、その被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)と共同して納めたものである」との基本認識から、第3号被保険者であった被扶養配偶者であった方からの請求によって、標準報酬総額が2分の1に分割される制度です。

なお、合意分割と異なり、分割の対象となる期間は、第3号被保険者であった期間のうち平成20年4月以降のみです。

※離婚分割の請求は、離婚した日の翌日から起算して2年を経過した日が時効となります。



年金を受けるには

年金は自分で請求 時効は5年

年金を受ける資格を得たら、年金を受ける手続き(裁定請求)をする必要があるため、年金の支給開始年齢を迎える人に、裁定請求のための用紙等が事前に送付されます。

障害厚生年金や遺族厚生年金の請求には連絡が必要です。年金制度の加入期間が公務員の期間と民間サラリーマンの期間の両方等、複数の厚生年金の加入期間があっても、1枚の請求書ですべての請求ができます(支給開始年齢が異なる等、個別に請求が必要な場合もあります)。

裁定請求は、共済組合に行くほか、年金事務所、他の共済組合に行くこともできます。

請求が遅れると、請求日から遡って5年より前の期間は、時効により年金を受ける権利が失われてしまいます。

年金の支払い

年金は原則として年6回に分け、偶数月に、受ける人が指定した金融機関に振り込まれます。

年金加入記録や年金見込額については…

ねんきん定期便

全国市町村職員共済組合連合会より年金加入記録や年金見込額がわかる「ねんきん定期便」が毎年、誕生月に送られます。

届いた方は内容を確認し、年金加入記録に「漏れ」や「誤り」がある場合は、全国市町村職員共済組合連合会へ必ずご連絡ください。



地共済年金情報Webサイト

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

地共済年金情報Webサイトは、組合員や組合員であった方に年金制度への理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的としています。ぜひ、ご利用ください。

地共済年金情報Webサイトで確認できる情報

- 年金加入履歴・加入期間
- 保険料納付済額
- 標準報酬月額等
- 年金見込額
- 給付算定基礎額残高履歴

ご利用される方ご自身でお申し込みいただき、ご本人であることが確認された後にご利用できます。



相談窓口

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

専用回線 **03-5210-4608** 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

福祉事業

福祉事業の種類

保健事業

組合員とその被扶養者の疾病予防、健康の保持増進のための事業

貸付事業

組合員が臨時に必要な資金を貸付ける事業

保健事業

保健事業は、組合員とその被扶養者の健康の保持増進に役立つことを目的として実施しています。
 この情報は、令和4年度の実施内容です。最新の情報や詳細は、当共済組合ホームページ(<http://>)

事業名		対象者		
		在職組合員	任意継続組合員	被扶養者
特定健康診査 (以下「特定健診」という)		40～74歳のみ (定期健康診断を特定健診とみなす)	40～74歳のみ	40～74歳のみ
特定保健指導		生活習慣病のリスクがあり、当共済組合から案内が届いた方 (年齢制限なし)	特定健診受診者のうち、当共済組合から案内が届いた方	特定健診受診者のうち、当共済組合から案内が届いた方
非肥満個別指導 (個別保健指導)		生活習慣病のリスクがあり、当共済組合から案内が届いた方 (年齢制限なし)		
糖尿病重症化予防事業 (糖尿病受診支援)		HbA1c7.0%以上 (年齢制限なし)		
がん検診	49歳以下の男性	胃がん検診(胃部X線検査) 大腸がん検診 肺がん検診 骨量検査		
	50歳以上の男性	胃がん検診 (胃部X線検査または胃内視鏡検査の選択可) 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 骨量検査		
	女性	胃がん検診(49歳以下は胃部X線検査、50歳以上は胃内視鏡検査の選択可) 大腸がん検診、肺がん検診 子宮頸がん検診、乳がん検診(39歳以下は超音波検査、40歳以上は原則マンモグラフィだが、不適の方については超音波検査の選択可) 骨量検査		
配偶者人間ドック				配偶者のみ
出張型健康講座		○		
健康カレンダーの配付		○	○	

www.city-osaka-kyosai.or.jp/) でご確認ください。

* 年齢は令和4年4月1日時点

自己負担金	内 容	申込(配付)時期	申込方法	備 考
無料	身体測定、血液検査、尿検査、診察等 ※ 詳しくは P66 をご覧ください。	6月中旬 案内配付	実施機関へ 直接申込	
無料	生活習慣改善のための3か月以上の個別支援 ※ 詳しくは P67 をご覧ください。	9月～2月頃 随時案内配付	委託業者へ 直接申込	
無料	生活習慣改善のための3か月間の個別支援 ※ 詳しくは P69 をご覧ください。	9月～2月頃 随時案内配付	委託業者へ 直接申込	
無料	糖尿病専門医療機関への受診勧奨 血糖コントロールを良好にするための支援 ※ 詳しくは P70 をご覧ください。	9月～2月頃 随時案内配付	委託業者へ 治療サポート 回答書の返信	案内に同封の治療サポート 回答書の返信により事業開始
無料	●胃がん検診 胃部X線検査または胃内視鏡検査	4月～5月	実施機関へ 直接申込	〈オプション検査〉 ・肝炎ウイルス 検査(無料) ・腹部超音波検査 (500円) 単独でも申込可
無料 胃内視鏡検査 選択の場合は 7,000円	●大腸がん検診 免疫便潜血検査(2日法)			
無料 胃内視鏡検査 選択の場合は 7,000円	●肺がん検診 胸部X線検査、喀痰細胞診(50歳以上で 喫煙指数[1日本数×年数]600以上の方) ●子宮頸がん検診 視診・子宮頸部細胞診および内診 ●乳がん検診 マンモグラフィまたは超音波検査 ●前立腺がん検診 血液検査(PSA) ●骨量検査 DXA(デキサ)法または超音波法			
10,000円	生活習慣病健診、がん検診(胃、大腸、肺、 子宮頸、乳、前立腺)、視力検査、聴力検査、 骨量検査等を含む総合的な健診	4月	実施機関へ 直接申込	
無料	生活習慣改善のための健康講座	5月～9月	所属(事業所) から申込	
無料	健康情報の提供	12月頃に配付		

共済組合のしくみ

短期給付事業

長期給付事業

福祉事業

個人情報について

特定健診

無 料

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。

※特定健診は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者である共済組合に実施することが義務付けられています。

対 象 者

当該年度中に40歳から75歳となる組合員および被扶養者(ただし、75歳の誕生日以降は対象外)

健 診 項 目

診 察 等	問診、診察
身 体 計 測	身長、体重、BMI、腹囲、血圧
血 液 検 査	脂質〔中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール〕 血糖〔空腹時血糖(やむを得ない場合は随時血糖)、HbA1c(NGSP値)] 肝機能〔AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)]
尿 検 査	尿糖、尿蛋白

※その他、一定の条件の下、医師の判断等により貧血、心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査が追加されることがあります。
※特定健診の項目は選べません。全項目受けていただきます。

受 診 方 法

●組合員(任意継続組合員を除く)

職場の定期健康診断の受診をもって、特定健診を受診したとみなします。

●被扶養者(任意継続組合員を含む)

① 特定健診を事前に申し込む

毎年6月頃に「特定健康診査・特定保健指導のご案内」と「特定健康診査受診券」が届きます。
ご案内または当共済組合のホームページより実施機関を選択し、事前に申し込みください。

② 特定健診を受診する ※特定健康診査受診券の有効期限内にご受診ください。

特定健診前日 検査前の10時間はお水以外の飲食物を摂らないでください。

特定健診当日 持ち物 ★特定健康診査受診券

★組合員(被扶養者)証＝健康保険証

・前年度の特定健診結果(お手元にある場合)

※★印は忘れると受診できません。

③ 健診結果を確認する

健診当日または2～4週間後、受診された実施機関から、特定健診の結果通知があります。
特定健診の結果は、次年度の特定健診を受診する際に必要となります。大切に保管しましょう。

配偶者の方で配偶者人間ドックを受診された方については、それをもって特定健診を受診したとみなします。

特定保健指導

無 料

特定健診(組合員は職場の定期健康診断)の結果、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善により予防効果が期待できる方に、専門スタッフ(保健師、管理栄養士等)が生活習慣を見直すサポートをします。

※特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者である共済組合に実施することが義務付けられています。

対 象 者

特定健診(組合員は職場の定期健康診断)の結果、特定保健指導(「積極的支援」または「動機付け支援」)に該当された方

※特定保健指導の判定方法はP68をご覧ください。

利 用 方 法

●組合員(任意継続組合員を除く)

① 特定保健指導を事前に申し込む

職場の定期健康診断後に、当共済組合より特定保健指導の個別案内が届きます。

個別案内に沿って、特定保健指導を申し込みください(Web・電話・郵送)。

② 初回面談を受ける

対面の場合は、特定保健指導が開催されている会場へ直接お越しください。

オンラインの場合は、ご自宅等のプライバシーが確保される場所で通信機器および通信環境をご用意の上、面談を受けてください。

●被扶養者(任意継続組合員を含む)

特定健診を受診した実施機関によって利用方法が違います。

【受診券を利用して委託実施機関で受診した場合】

実施機関によっては特定健診当日に特定保健指導を受けることが可能です。

当日に受けられなかった場合、後日、特定保健指導の利用券をお送りしますので、改めて委託実施機関へお申し込みください。

ICT(スマホやパソコン)を活用した特定保健指導のご案内も同封しておりますので、どちらかを選択ください。

【パート先、かかりつけ医で受診した場合】

健診結果と未利用の特定健診受診券を送付していただいた方に、後日、特定保健指導の利用券をお送りしますので、委託実施機関へお申し込みください。

ICTを活用した特定保健指導のご案内も同封しておりますので、どちらかを選択ください。

【配偶者人間ドックで受診した場合】※配偶者のみ

人間ドック受診機関で特定保健指導を受けることが可能です。

受診機関で受けられなかった場合、後日、ICTを活用した特定保健指導のご案内をお送りします。

※ICTを活用した特定保健指導を利用される場合は、利用券は不要です。

特定保健指導の判定方法および支援内容

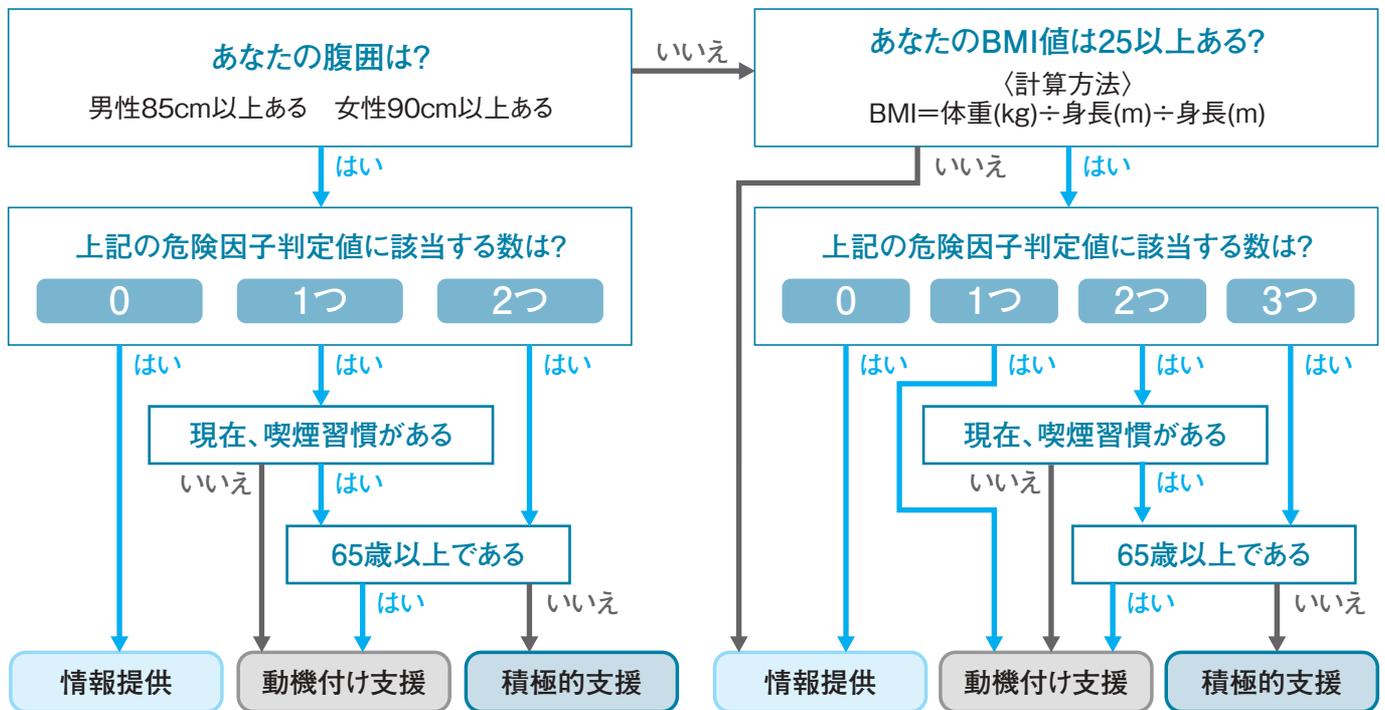
下記の表は特定保健指導の判定方法であり、メタボリックシンドロームの判定方法とは異なります。

特定健診の結果を見ながら、
あてはまる方向の矢印に沿って
進んでください。

危険因子の判定値(特定健診結果)

- ①血糖 空腹時血糖(やむを得ない場合は随時血糖):
100mg/dl以上またはHbA1c:5.6%以上
※ただし、空腹時血糖が優先
- ②脂質 中性脂肪:150mg/dl以上 または
HDLコレステロール:40mg/dl未満
- ③血圧 最高(収縮期)血圧:130mmHg以上 または
最低(拡張期)血圧: 85mmHg以上

START!



情報提供

メタボのリスクが
少ない方

特定保健指導には
該当していません。

健康で長生きするために、よい
生活習慣を維持しましょう。
健康に関する様々な情報は、
「共済組合だより」等をご覧ください。

動機付け支援

メタボのリスクが
出現しはじめた方

特定保健指導を
ご利用ください。

内容 初回面接および
3か月以上経過後の評価
生活習慣改善のため、
専門家が支援します。

積極的支援

メタボのリスクが
重なりだした方

特定保健指導を
ご利用ください。

内容 初回面接および複数回の支援と
3か月以上経過後の評価
生活習慣改善のため、
専門家が支援します。

- ・ 特定健診(職場の定期健康診断)時に糖尿病や高血圧、脂質異常症の治療にかかる薬剤を服用している方は特定保健指導に該当しません。
 - ・ 基準値は厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」に基づいており、定期健康診断の基準値とは異なります。
- 資格喪失後に、特定健診・特定保健指導を受けられた場合や実施機関以外で受診された場合は、全額自己負担となり、後日健診受診費用・保健指導利用費用をご返還いただきますのでご注意ください。

非肥満個別指導(個別保健指導)

無 料

職場の定期健康診断の結果、非肥満で生活習慣病の発症リスクが高い方に、専門スタッフ(保健師、管理栄養士等)が生活習慣を見直すサポートをします。

対 象 者

職場の定期健康診断の結果、下記の判定方法により、非肥満個別指導に該当された組合員

腹囲 男性 85cm未満
女性 90cm未満

BMI 25 未満

危険因子に当てはまりますか?

① 血圧	最高(収縮期)血圧 最低(拡張期)血圧	140mmHg以上 または 90mmHg以上
② 脂質	中性脂肪 LDLコレステロール	300mg/dl以上 または 140mg/dl以上
③ 血糖	HbA1c(NGSP値) 空腹時血糖	6.0%以上 または 110mg/dl以上

危険因子が1つ以上ある
非肥満個別指導を利用しましょう。

危険因子なし
情報提供

健康で長生きするためによりよい生活習慣を維持しましょう。

利用方法および支援内容

- ① 非肥満個別指導を事前に申し込む
職場の定期健康診断後に、当共済組合より非肥満個別指導の個別案内が届きます。
個別案内に沿って、非肥満個別指導を事前に申し込みください。
- ② 初回面談を受ける
対面の場合は、非肥満個別指導が開催されている会場へ直接お越しください。
オンラインの場合は、ご自宅等のプライバシーが確保される場所で通信機器および通信環境をご用意の上、
面談を受けてください。
- ③ 初回面談後、電話またはメール、手紙によって生活習慣改善の支援をします。

- ・ 特定健診(職場の定期健康診断)時に糖尿病や高血圧、脂質異常症の治療にかかる薬剤を服用している方は非肥満個別指導に該当しません。
- ・ 基準値は厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」に基づいており、定期健康診断の基準値とは異なります。

糖尿病重症化予防事業

無 料

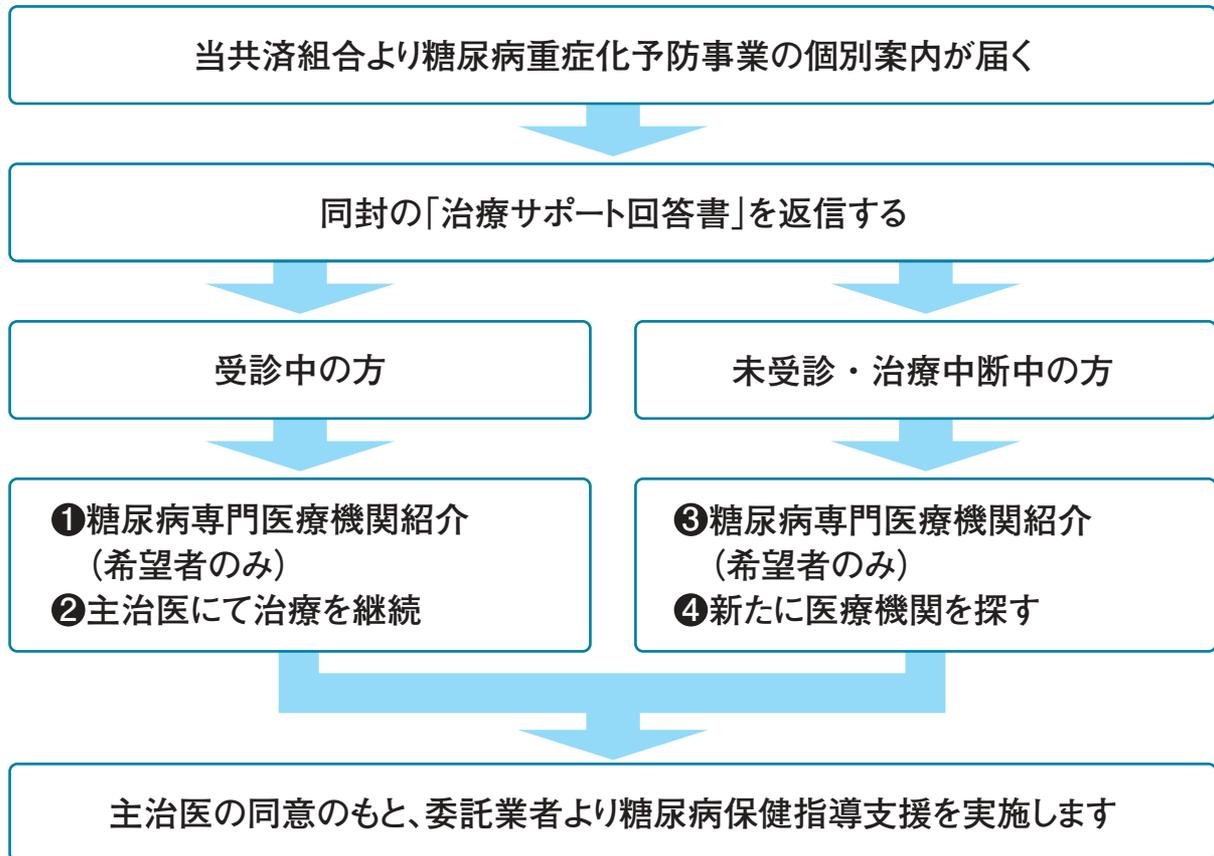
糖尿病の合併症の発症や進行を防ぐことおよび医療費の抑制を目的とし、受診勧奨や糖尿病専門医療機関への紹介状の発行、糖尿病保健指導を行います。

対 象 者

職場の定期健康診断の結果、HbA1c7.0%以上の組合員

※糖尿病合併症予防のための目標:HbA1c7.0%未満[日本糖尿病学会編・著 2016-2017 糖尿病治療ガイド]より

利用方法(支援の流れ)



支 援 内 容

ご返信いただいた「治療サポート回答書」を確認後、必要時現在の受診および治療状況を伺うために委託業者よりお電話します。その後、面接および電話で、血糖コントロールを改善し、糖尿病の重症化を防ぐための支援を行います。

貸付事業

この事業は、組合員の臨時の支出に必要な資金等を貸付けることを目的とした事業。
貸付の種類、限度額等は次のとおりです。

高額医療貸付

組合員およびその被扶養者が、医療機関等で療養を受けた際、医療費が高額療養費の給付対象となる場合、当該高額療養費の給付を受けるまでの間、経済的負担等を緩和するために設けられた事業です。

対象者	高額療養費の給付を受ける見込みのある組合員
貸付額	高額療養費給付見込み額の80%(算出した額の1,000円未満の端数は切り捨て)
貸付利息	無利息
貸付の申請先	所属所(市長部局にあっては、総務事務センター)
貸付の方法および支給	原則として当共済組合受付日の翌々営業日に、組合員の口座に振り込み
貸付期間	貸付日から貸付対象となった高額療養費が給付されるまでの間
返済方法	貸付対象となった高額療養費から控除 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

出産貸付

出産費または家族出産費の給付を受けるまでの間、医療機関等で出産に要する費用を組合員に貸し付けることにより、経済的負担等を緩和するために設けられた事業です。

出産貸付を利用した場合、出産費直接支払制度や受取代理制度を利用することはできません。

対象者	出産費(家族出産費)の給付を受ける見込みのある組合員で、かつ、次のいずれかに該当する方 ① 出産予定日までの2か月以内(多胎妊娠の場合は4か月以内)の者または出産予定日まで2か月以内(多胎妊娠の場合は4か月以内)の被扶養者を有する方 ② 妊娠4か月(85日)以上の者で医療機関等に一時的な支払が必要となった方、または妊娠4か月(85日)以上の被扶養者を有する方で医療機関等に一時的な支払いが必要となった方
貸付額	40.8万円
貸付利息	無利息
貸付の申請先	所属所(市長部局にあっては、総務事務センター)
貸付の方法および支給	原則として当共済組合受付日の翌々営業日に、組合員の口座に振り込み
貸付期間	貸付日から貸付対象となった出産費等が支給されるまでの間
返済方法	貸付対象となった出産費(家族出産費)から控除 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

住宅貸付

●新規貸付

住宅、介護住宅、災害貸付の新規貸付については、休止しています。

●貸付金利率

住宅貸付	1.26%
介護住宅貸付	1.00%
災害貸付	0.93%

●定例返済

償還予定表に基づき、給料・その他の給与・期末手当等(以下、「給料等」といいます)から返済金が控除されます。給料等の支給がなく控除できない場合には、当共済組合が発行する納付書により必ず毎月月末までに返済してください。

月末までに返済がない場合、大阪市職員共済組合貸付規程に違反したものと、貸付金の残高を一括返済していただくこととなりますのでご注意ください。

●繰上返済

上記返済とは別に、希望月に任意の金額を返済することができます。

残高の一括返済だけでなく、一部返済(返済希望月以降の希望回数の元金)をすることも可能です。その場合、以後の返済については償還期間を短縮します。

繰上返済を希望する場合、当共済組合ホームページから「貸付金の繰上返済申出書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、所属所(市長部局にあっては当共済組合へ直接)を経由して返済希望月の前月10日までに当共済組合にご提出ください。

申込書受付後、返済希望月の10日頃に当共済組合から納付書を送付しますので、当該納付書に記載の期日までに返済金をお振り込みください。

期日までに返済できない場合は、「貸付金の繰上返済取消依頼書」をご提出ください。

●その他

次の規定に該当した場合、貸付金の残高を一括返済していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・組合員の資格を失ったとき
- ・地方自治法第204条第2項に規定する退職手当またはこれに相当する手当の支給を受けたとき
- ・申込内容に重大な虚偽が発見されたとき
- ・貸付目的物件が滅失したとき
- ・その他、大阪市職員共済組合貸付規程およびこの大阪市職員共済組合貸付規程に基づき理事長が定める細則等に違反したとき

●禁止事項

下記禁止事項に該当または判明した場合、年15%以内で理事長が定める利率を適用し、直ちに一括返済していただくこととなります。

- ・貸付目的物件を他人に貸与、譲渡または売却すること
- ・貸付目的物件から住居を移転すること
- ・貸付目的物件で店舗等営業行為をすること
- ・貸付目的物件を取りこわし、移築または増改築をすること
(ただし、増改築については、当共済組合所定の「増改築承認願」により承認を得たときは、この限りではありません)
- ・当共済組合と他の金融機関の借入額との合計が、物件価格または請負金額(いずれも消費税を含み、諸費用は含みません)を上回ること
- ・所定の提出期限までに完了届(必要書類を含む)を提出されなかったとき
- ・申込内容に虚偽が発見されたとき
- ・貸付規程および実施細則等に違反すること
- ・貸付後における工事等確認のための必要な現地調査を実施できないとき

融資あっせん制度

当共済組合では、次の金融機関と提携して組合員のみなさまが組合員証を提示することにより、店頭金利より低い金利で住宅ローンを受けることができる「融資あっせん制度」を行っています。

融資内容については、各金融機関に直接お問い合わせください。

金融機関名	融資取扱店	問い合わせ先
りそな銀行	阪神地区本支店・奈良地区支店・京都支店	取扱店窓口
三菱UFJ銀行	国内本支店	住宅ローンお問い合わせダイヤル 0120-306-082 大阪営業部お客様相談第二課 06-6206-8631
三井住友銀行	国内本支店	ネットローンプラザフリーダイヤル 0120-338-555
みずほ銀行	国内本支店	大阪支店 06-6202-1691 お客様専用ダイヤル 0120-132-289
三井住友信託銀行	国内本支店	大阪住宅ローンセンター 06-6220-2594 専用フリーダイヤル 0120-303-730
三菱UFJ信託銀行	国内本支店	ローン相談室 0120-334-757
近畿労働金庫	会員団体(労働組合等)が取引を行う営業店	会員団体(労働組合等)が取引を行う営業店 お客様センター 0120-191-968
財形住宅金融株式会社	大阪支社	お客様センター 06-6343-5300

住宅等あっせん事業

協定会社と契約する際、組合員証の提示により当共済組合の組合員である旨を申し出て、直接協定会社と契約を締結し、割引優待を受ける制度です。

令和4年7月31日現在

	協定会社	電話番号	割引率		
			注文住宅	建売住宅	分譲マンション
1	旭化成ホームズ株式会社	06-7669-8779	建物本体価格の3%		
2	エスリード株式会社	06-6345-5331			販売価格の1%
3	大阪ガス都市開発株式会社	06-4707-6308			販売価格の1%
4	大林新星和不動産株式会社	06-4705-0027		分譲価格の1%	販売価格の1%
5	近鉄不動産株式会社	06-6776-3318	工事請負金額の3%	分譲価格の1.5%	販売価格の1.5%
6	サンヨーホームズ株式会社	06-6578-3471	建物本体価格の3%	個別協議	販売価格の1%
7	住友不動産株式会社	06-6311-7617			販売価格の1%
8	住友林業株式会社	06-6245-6842	建物本体価格の4%	分譲価格の0.5%	販売価格の0.5%
9	セキスイハイム近畿株式会社	06-6394-8588	建物本体価格の4%	建物価格の2%	
10	積水ハウス株式会社	06-6440-3645	建物本体価格の3%		販売価格の1%
11	大和ハウス工業株式会社	06-6342-1374	建物本体価格の3.5%	建物価格の2.5%	販売価格の1%
12	株式会社タカラレーベン	06-6484-5411			販売価格の1%
13	東急不動産株式会社	06-6243-0606			販売価格の1%
14	東京建物株式会社	06-7711-6511			販売価格の0.5%
15	トヨタホーム近畿株式会社	06-6537-1100	建物本体価格の3%	建物価格の1%	
16	南海不動産株式会社	06-4396-8055		分譲価格の1%	販売価格の1%
17	株式会社日本エスコン	06-6223-8060			販売価格の1%
18	株式会社長谷工コーポレーション	06-6203-3288			販売価格の1%
19	パナソニックホームズ株式会社	06-6834-3867	建物本体価格の3%	分譲価格の0.5%	販売価格の0.5%
20	ミサワホーム近畿株式会社	06-6341-1361	建物本体価格の3%	分譲価格の1%	
21	三井ホーム株式会社	06-6649-3931	建物本体価格の3.5%	建物価格の3.5%	
22	三井不動産レジデンシャル株式会社	06-6205-6035		分譲価格の1%	販売価格の1%
23	和田興産株式会社	078-361-5100		分譲価格の1%	販売価格の1%
24	株式会社タカラレーベン	06-6484-5411			販売価格の1%

仲介	協定会社	電話番号	割引率
1	積水ハウス不動産株式会社	06-6440-3784	仲介手数料の20%

リフォーム	協定会社	電話番号	割引率
1	サンヨーリフォーム株式会社	06-6578-3492	見積価格の5%
2	住友林業ホームテック株式会社	06-4791-3071	見積価格の4%
3	株式会社セイキョウホーム近畿	06-6944-2075	見積価格の5%
4	南海不動産株式会社	06-4395-5625	見積価格の5%
5	ミサワホーム近畿株式会社	06-6341-1361	見積価格の5%
6	三井デザインテック株式会社	06-6243-4131	見積価格の3%

(注) 優待割引の対象は、組合員が自ら所有または居住するための新築、増改築・修理工事および物件購入、不動産活用の場合です。

当共済組合における個人情報保護の取り組み

当共済組合は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報取扱事業者」としての義務が課せられています。

当共済組合では、保健給付や共済年金の給付等を実施するために組合員および家族のみなさまの個人情報を取り扱っており、従来から、法令等に基づきこれら個人情報の適正な取り扱いに努めてきたところです。また、個人情報保護に対する当共済組合の基本方針として以下の「個人情報保護に関する基本方針」を策定しています。

みなさまの個人情報について、その適正な取り扱いを推進するとともに、保護の徹底を図っていきます。

個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合(以下、「当組合」と言います。)は、組合員(年金待機者を含みます。)及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

1 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定するとともに、常に個人情報の取得及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を改善します。

2 法令の遵守

当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

3 個人情報の取得と利用

当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法等をあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

4 個人データの第三者提供

当組合は、法令等に定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

5 個人データの管理

当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するため不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

6 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正等または利用停止等の請求があったときには、適切に対応します。

7 組織及び体制

当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

みなさまから取得した個人情報、次の業務に利用しています

1 組合員資格業務

- ・組合員資格の管理に関する業務
- ・被扶養者の認定に関する業務
- ・共済掛金の徴収
- ・子ども子育て拠出金の徴収

2 短期給付業務

- ・保健給付に関する業務
- ・診療報酬の審査・支払に関する業務
- ・休業給付に関する業務
- ・災害給付に関する業務
- ・第三者行為に係る損害保険会社等への求償に関する業務

3 長期給付業務

- ・共済年金の決定、給付に関する業務

4 福祉事業

- ・健診、保健指導および健康相談に関する業務
 - ・医療費等の通知に関する業務
 - ・住宅貸付等の審査及び決定・管理
 - ・貸付金の回収
 - ・団体信用生命保険の異動報告
- ※上記1～4の利用目的を達成するために必要な範囲内において、関係機関・業務委託事業者等へ個人データを提供することがあります。

5 国民年金第3号被保険者業務

- ・日本年金機構へ提供します。

みなさまから開示、訂正等、利用停止等の請求をすることができます

開示

当共済組合では、本人からご自身に関する個人情報について開示請求があった場合、次の場合を除き所定の手続きにより開示します。

- ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

※開示請求を行うことができるのは、本人の他、①未成年者または成年被後見人の法定代理人、②開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人に限られています。また、診療報酬明細書等の開示請求を行うことができる者については、別に定められた者に限られます。

訂正・追加・削除

当共済組合では、本人からご自身に関する個人情報について、その内容が事実でないという理由によって、当該個人情報の内容の訂正、追加または削除を求められた場合、それらの求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。

利用停止・消去

当共済組合では、次の利用によって当該個人情報の利用停止、消去または第三者への提供の停止を求められた場合、その求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。なお、利用停止等に多額の費用を要する場合等当該措置を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合があります。

- ①あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱った場合
- ②偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合
- ③あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供している場合

個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先

当共済組合が取り扱う個人情報に関するお問い合わせは、当共済組合庶務係にて受付けています。開示、訂正等、利用停止等の手続きに関する詳細についての照会や苦情につきましても受付けています。

A series of horizontal dashed lines for writing.

令和4年度版

共済組合の 手引き

令和4年11月発行

発行 大阪市職員共済組合

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20(大阪役所4階)

庶務係

(組合員資格等)6208-7541

(掛金等)6208-7581

(住宅貸付等)6208-7596

保健医療係

(健康保険・扶養認定等)6208-7591～7593

(健診等)6208-7597

年金係

(年金関係)6208-7547～7549

URL <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp>

E-mail ba0010@ii.city.osaka.jp



企画・編集 (株)法研関西